

令和7年（2025年）11月10日（月曜日）

第 3 号

令和7年  
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

## 第3号

令和7年（2025年）11月10日（月曜日）

## 出席委員

## 委員長

浅野 貴博 君

## 副委員長

武田 浩光 君

岡田 遼 君

板谷 よしひさ 君

戸田 安彦 君

水間 健太 君

植村 真美 君

畠山 みのり 君

阿知良 寛美 君

池本 柳次 君

広田 まゆみ 君

富原 亮 君

## 欠席委員

清水 拓也 君

建設企画担当局長 白戸 則幸 君

施設保全防災  
担当局長 米谷 功 君

建設業担当局長 荒木 政彦 君

施設整備・脱炭素化  
担当局長 鈴木 伸広 君

総務課長 相良 修一 君

建設政策課長 松本 大志 君

維持担当課長 矢野 眞嗣 君

建設管理課長 小林 啓司 君

技術管理担当課長 齊藤 寛朗 君

道路課長 本間 広行 君

河川砂防課長 伊藤 拓郎 君

都市計画課長 菅原 剛 君

建築指導課長 影山 友規 君

住宅管理担当課長 大場 一郎 君

計画管理課長 早坂 隆志 君

建築技術・検査  
担当課長 伊藤 生郎 君

設備・環境担当課長 横山 守 君

施設整備・脱炭素化  
担当課長 坂井 宗司 君

## 出席説明員

建設部長 関 俊一 君

建設部建築企画監 大野 雄一 君

建設部次長 牧野 幹芳 君

建設政策局長 石川 博基 君

土木局長 上村 明弘 君

住宅局長 芥川 昌久 君

建築局長 飯沼 善範 君

建設部技監 塩田 雅史 君

水産林務部長 岡嶋 秀典 君

水産林務部  
森と海の未来づくり  
推進監 近藤 将基 君

水産林務部次長 渡辺 敦司 君

水産局長 村木 俊文 君

林務局長 加納 剛 君

森林海洋環境局長 土屋 禎治 君

水産林務部技監 藤田 瑞代 君

水産基盤整備 担当局長	渡辺 早人 君	治山 課長	羽角 修司 君
森林計画担当局長	立原 泰直 君	森林海洋環境課長	佐野 弥栄子 君
成長産業担当局長	山口 知子 君	先端技術担当課長	大島 淳一 君
総務課長	高畠 研人 君	成長産業課 首席普及指導員兼 林業普及担当課長	外岡 雄一 君
企画調整担当課長	石川 傑 君	水産食品担当課長	小寺 一史 君
水産経営課長	住岡 理 君		
漁港漁場課長	梅津 健夫 君		
漁場事業担当課長	坂本 達彦 君		
サケマス・内水面 担当課長	古明地 恵一 君		
林業木材課長	本阿彌 俊治 君		
木材産業担当課長	除村 広 君		
林業振興担当課長	高松 巨樹 君		
森林計画課長	日比野 佑亮 君		
森林整備課長	笹岡 英二 君		
路網整備担当課長	土井 和行 君		

議会議務局職員出席者

議事課主幹	増川 真一 君
議事課主査	丈六 辰泰 君
同	石堂 知基 君
同	中村 公彦 君
同	成田 礼造 君
同	土屋 保真 君
同	川崎 優史 君

午前10時2分開議

○浅野貴博委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔丈六主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

畠山 みのり 委員  
阿知良 寛美 委員

であります。

○浅野貴博委員長 まず、本分科会における審査日程等についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付してあります審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることとし、あわせて、委員外議員山崎真由美君から、本分科会に出席し、経済部所管部分について発言したい旨の申出がありますので、委員の質疑終了後にこれを許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野貴博委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○浅野貴博委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

#### 1. 建設部所管審査

○浅野貴博委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

板谷よしひさ君。

○板谷よしひさ委員 おはようございます。

私からは、橋梁の老朽化対策について、道道の除排雪対応について、道営住宅についての3点、お伺いさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、橋梁の老朽化対策についてお伺いいたします。

近年の自然災害の激甚化、頻発化を踏まえ、国においては、国土強靱化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「5か年加速化対策」を推進してきました。さらに、本年6月には、能登半島地震などの教訓を踏まえ、国土強靱化のさらなる加速化を図るため、国土強靱化実施中期計画が策定され、この中で、橋梁の老朽化対策の推進が特に必要な施策として位置づけられております。道路は、産業、観光、通勤、通学など道民生活を支える基幹インフラであり、とりわけ橋梁は、損壊が生じた際に道路交通に大きな影響を及ぼすことから、その老朽化対策は極めて重要であります。そこで、以下、橋梁の老朽化についてお伺いいたします。

広大な面積を有する北海道には数多くの橋梁が存在しますが、橋梁点検の対象となる橋梁は、道、札幌市、市町村それぞれでどの程度あるのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 道路課長本間広行君。

○本間道路課長 橋梁点検の対象となる橋梁数についてであります。令和6年度末時点において、北海道管理は5835橋、札幌市管理は1406橋、札幌市以外の道内市町村管理は1万8750橋となっております。

○板谷よしひさ委員 2012年の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機として道路法などが改正され、2014年度から、橋梁などの道路インフラについて、5年に1回の定期点検が義務づけられました。現在、2巡目の点検が完了し、2025年現在、3巡目の点検が始まっていると認識しておりますが、道が管理する橋梁について、1巡目と2巡目の点検結果はどうだったのか、お伺いいたします。

○本間道路課長 道が管理する橋梁の点検結果についてであります。平成26年度から平成30年度までに行った1巡目点検の結果は、健全とされる判定区分Ⅰは58%、予防保全段階とされる判定区分Ⅱは29%、早期措置段階とされる判定区分Ⅲは13%、緊急措置段階とされる判定区分Ⅳは該当なしとなっております。

令和元年度から令和5年度までに行った2巡目点検の結果は、判定区分Ⅰは59%、判定区分Ⅱ

【第2分科会 11月10日 第3号】

は32%、判定区分Ⅲは9%、判定区分Ⅳは該当なしとなっております。

○板谷よしひさ委員 点検により、早期に補修が必要と判断された橋梁については、速やかに補修を実施することが重要になります。

道が管理する橋梁で、早期補修が必要とされたもののうち、実際に補修の着手済みの橋梁数とその割合についてお伺いいたします。

○本間道路課長 補修の実施状況についてであります。道が実施した2巡目点検で、判定区分Ⅲの早期に措置を講ずべき橋梁536橋のうち、令和6年度末時点で既に補修に着手している橋梁は447橋、83%が着手済みとなっております。

○板谷よしひさ委員 橋梁は、各道路管理者がそれぞれ管理しており、その管理体制の違いにより、補修の進捗に差が生じていることも想定されます。

そこで、早期補修が必要とされた橋梁のうち、補修に着手済みの割合について、札幌市や道内市町村はどれくらいなのか、また、国土交通省や全国の地方公共団体の状況についても併せてお伺いいたします。

○本間道路課長 他の道路管理者における補修の実施状況についてであります。各道路管理者における2巡目点検で、緊急または早期に措置を講ずべき橋梁のうち、令和6年度末時点で既に補修に着手している割合は、札幌市は84%、札幌市以外の道内市町村は48%となっております。

また、全国では、国土交通省は78%、地方公共団体全体は58%であり、そのうち、都道府県・政令市等は70%、市区町村は52%となっております。

○板谷よしひさ委員 道道や市町村道は、共に地域住民の生活や経済活動を支える重要な道路であり、いずれも適切な維持管理が求められます。

道として、道内市町村における橋梁補修の実施状況をどのように認識し、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 土木局長上村明弘君。

○上村土木局長 市町村の実施状況などについてであります。札幌市を除く道内市町村における橋梁補修は、道や札幌市、全国の地方公共団体等に比べ着手している割合が低く、その改善に向けては、技術職員の不足への対応や安定的な予算の確保などが課題とされております。

このため、道では、国と連携して、市町村の担当者を対象とした道路メンテナンス講習会を開催するほか、老朽化対策に活用可能な予算制度や道路橋の集約・撤去事例集について情報提供するなど、市町村に対する技術的な助言や支援を行っているところでございます。

○板谷よしひさ委員 橋梁は、地域の暮らしや産業を支える極めて重要な社会資本であり、その損傷は長期間の通行止めを招くなど、地域に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。橋梁の適切な補修、更新を進めていく老朽化対策は、北海道の強靱化のために極めて重要になります。

道として、今後、国土強靱化の推進に資する橋梁の老朽化対策をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 建設部長関俊一君。

○**関建設部長** 今後の取組についてであります。道路は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、橋梁などの老朽化が進む中、道路施設の補修等を計画的に実施し、健全な状態に保つことは大変重要であると認識してございます。

道では、これまで、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用し、橋梁の老朽化対策に取り組んできたところであり、こうした中、国は、本年6月に策定した第1次国土強靱化実施中期計画において、道路施設の老朽化対策を重点的に推進するとしたところがございます。

道としては、引き続き、橋梁の老朽化対策を着実に推進するとともに、必要な予算の確保について、市町村等と一体となって国に要望するなどして、安全で安心な道路交通の確保に努めてまいります。

○**板谷よしひさ委員** 次に、道道の除排雪対応についてお伺いいたします。

冬期間において、安全で円滑な道路交通を確保することは、道民の暮らしや地域経済を支える上で極めて重要であります。

冬季特有の課題として、道路脇の雪山による見通しの悪化や道路幅の狭隘化、さらには凹凸路面などにより交通渋滞が発生すると、地域住民の利便性の低下や物流の遅れなど生活・経済活動に大きな影響を及ぼします。

昨シーズンは、全道的には平年並みの降雪量であったものの、十勝地方では記録的な大雪に見舞われ、帯広市では12時間で120センチという国内観測史上最高の降雪を記録しました。この影響で、市内の路線バスが約2週間運休するなど、通勤通学にも大きな支障を来しました。こうした災害級の降雪は今後も発生が想定されることから、道道における除排雪対応は一層の重要性を増しているものと考えます。間もなく本格的な冬を迎えるに当たり、道道の除排雪に関し、以下、数点お伺いいたします。

初めに、全道における道道の除雪延長と、どのような基準で除雪を実施しているのか、お伺いいたします。

○**浅野貴博委員長** 維持担当課長矢野眞嗣君。

○**矢野維持担当課長** 除雪の実施状況についてであります。道が管理する道道の除雪については、維持管理に対する道の基本的な考えを示した「公共土木施設の維持管理基本方針」に基づき、地域ごとに実施計画を策定しており、除雪延長約1万380キロにおいて、新雪除雪や排雪などの除雪業務を実施しているところでございます。

また、除雪の実施基準については、新雪除雪は、原則、降雪量が10センチメートルを超えた場合に出動し、排雪は、車道横の雪山が高く、見通しの悪い区間や、道路脇に雪を堆積する余裕がない区間において実施しているところでございます。

○**板谷よしひさ委員** 次に、過去5か年の降雪量及び除雪費の推移がどのようになっているのか、お伺いいたします。

○**矢野維持担当課長** 除雪費の推移などについてであります。道が集計した累積降雪量の全道

【第2分科会 11月10日 第3号】

平均、及び、道が管理する道道の除排雪費と機械購入費を合わせた決算額の推移は、令和2年度は500センチメートルで約208億円、3年度は509センチメートルで約223億円、4年度は463センチメートルで約234億円、5年度は464センチメートルで約233億円、6年度は448センチメートルで約236億円となっているところでございます。

○板谷よしひさ委員 近年、担い手不足や高齢化により、オペレーターなど除雪従事者の確保が一層厳しくなっております。また、交通誘導警備等の再委託先との適正な契約についても求められているところでは。

このような中で、安定的な除雪体制を維持するために、道はどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○矢野維持担当課長 安定的な除雪体制の確保についてであります。道では、事業者において人材確保が図られるよう、適切な労務単価の設定による賃金水準の確保に努めるとともに、技術力の向上に向け、若手オペレーターのスキルアップを図るため、事業者に対し、除雪技術者講習会への積極的な参加を促すほか、除雪従事者や企業の意識の向上と育成強化を目的とした維持・除雪功労者表彰を行っているところでございます。

また、交通誘導警備業務などの事業者が諸経費を含めた適正な代金を受け取れるよう、除雪業務受託者に対し、改めて書面による周知を行ってまいります。

○板谷よしひさ委員 地域住民や道路利用者からは、冬期間の道路狭隘や渋滞の解消を求める声が依然として多い一方、限られた予算、人員の中で対応する必要があります。

そのため、より効率的な除雪を進めることが重要と考えますが、道ではどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○矢野維持担当課長 効率的な除雪の実施についてであります。限られた予算の中で冬期間の円滑な道路交通を確保するためには、道路の利用状況や地域の意向なども踏まえた効率的、効果的な除排雪の実施が重要だと考えているところでございます。

このため、道では、地域状況に応じた円滑な通行を確保するため、隣接する市町村道と道道を一体的に除雪できるよう、合意の得られた市町村へ道道の除排雪を委託するほか、除雪区間を交換して実施する取組を行うなど、効率的な除雪の執行に努めているところでございます。

○板谷よしひさ委員 近年は、気候変動の影響もあり、全国各地で大雪による交通障害が頻発しております。道内においても、昨シーズン、十勝地方を中心に記録的な豪雪が発生し、交通網や住民生活に大きな影響を与えました。

道民生活への影響を最小限にするため、豪雪時に道ではどのような対応を行っているのか、お伺いいたします。

○矢野維持担当課長 豪雪時の対応についてであります。道では、国、道、市町村の道路管理者をはじめとする関係機関が参画する連絡調整会議において、通常時に加え、豪雪にも対応するため、連絡体制や除雪優先路線の確認、排雪時期と排雪ダンプトラック台数の情報共有、雪捨場の相互利用や場所の確認などにより、連携強化に努めているところでございます。

○板谷よしひさ委員 円滑な冬季の道路交通の確保に向けては、関係機関との連携にしっかりと取り組むとともに、深刻化する担い手不足や局所的豪雪などといった課題の多い中、より一層、効率的な除雪を実施していく必要があります。

道では、この冬の道路交通の確保に向け、どのように取り組む考えなのか、お伺いいたします。

○関建設部長 今後の取組についてであります。道路は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、適時適切な除排雪により、冬期間の円滑な交通を確保することは大変重要であると認識してございます。

このため、道では、連絡体制の確認はもとより、連絡調整会議におきまして関係機関との一層の連携強化を図るとともに、担い手不足などの課題に対応するため、今シーズンから、除雪トラックでの1名乗車による試行を行うほか、AIを活用した吹雪時における車両等の検知といった新技術の導入について検討を行うこととしているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を通じまして、安定的な除排雪体制の確保に努め、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、冬期間における道路交通の確保に取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、道営住宅についてお伺いいたします。

令和6年度の監査報告書において、道営住宅の家賃等については、収納強化月間を設定しての訪問徴収や、退去者に係る未収金収納業務の外部委託など、収入確保に努めているものの、依然として収入未済額が多額となっていることから、引き続き、滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要があると指摘されているところであります。

収入未済額を着実に解消し、収納額を確保することは、道営住宅を適切に維持管理していく上で極めて重要であると考えます。そこで、道営住宅の家賃収納対策等について、順次お伺いいたします。

初めに、道営住宅家賃の過去3年間の収納率はどのように推移しているのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 住宅管理担当課長大場一郎君。

○大場住宅管理担当課長 道営住宅家賃の収納率の推移についてであります。過去3年間の収納率は、令和4年度が95.5%、5年度が96.0%、6年度が96.1%となっており、毎年、上昇しているところでございます。

○板谷よしひさ委員 次に、家賃の過去3年間の収入未済額の推移についてお伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 道営住宅家賃の収入未済額の推移についてであります。過去3年間の収入未済額は、令和4年度が約1億8600万円、5年度が約1億6400万円、6年度が約1億6500万円となっているところでございます。

○板谷よしひさ委員 令和6年度の収入未済額は約1億6500万円と、依然として多額な状況となっております。

【第2分科会 11月10日 第3号】

収入未済額を減少させるためには、滞納の未然防止に向けた取組が重要と考えますが、道としてどのような取組を行っているのか、実績も併せてお伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 滞納の未然防止についてであります。道では、入居者が仕事の都合などで金融機関の営業時間内に納付できないことや、納入通知書による支払いの煩雑さを考慮し、期限内に納付しやすい環境の整備が重要と考えているところでございます。

このため、令和2年度以降に新たに入居する世帯につきましては、原則として口座振替払いとしており、その利用状況は、4年度は全入居者の73.5%、5年度は74.9%、6年度は75.9%となっており、着実に増加しているところでございます。

また、令和4年度からは、クレジット決済などを利用したキャッシュレス収納を導入し、支払い方法の多様化を図ってきたところであり、その利用実績は、導入初年度で228件、約420万円であったものが、6年度では958件、約1700万円と大幅に増加しているところでございます。

○板谷よしひさ委員 実際の収納業務は指定管理者が行っており、道ではその収納率の目標を設定しておりますが、その達成状況についてお伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 指定管理者における収納業務についてであります。道では、指定管理者の収納率向上に向けた取組意欲を高めることを目的といたしまして、現年度家賃の収納率の目標を99%と設定し、その目標を達成した指定管理者には報奨金を支給しており、令和6年度におきましては、指定管理業務を行っている全道31地区のうち、17の地区で目標を達成しているところでございます。

○板谷よしひさ委員 滞納防止や収納強化の取組を進めているにもかかわらず、依然として滞納者が後を絶たない状況にあります。家賃を滞納する主な要因をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 家賃滞納の要因についてであります。家賃を滞納する要因は入居者によって様々であり、期限内納付の失念や口座残高の確認不足のほか、失職による収入の減少、病気の治療や子どもの進学による支出の増大などの経済的理由によるものもあるところでございます。

○板谷よしひさ委員 失職や病気など、やむを得ない事情により支払いが困難となっている入居者もいると聞いております。そのような滞納者に対してどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 入居者への対応についてであります。道では、失業などに伴い、収入が著しく低額となった入居者に対する家賃の減免制度を設けており、毎年実施している収入申告書の配付と併せて、減免制度に関する案内文書により全ての入居者に周知をしているところでございます。

また、滞納者に対しましては、滞納原因の把握に努め、経済的な困窮や病気等により家賃の納付が困難な場合は、減免申請が可能である旨をお伝えしているところでございます。

道といたしましては、引き続き、入居者から家賃の支払いなどに関しまして相談があった場合

には、収入状況などをお伺いしながら、きめ細かに対応していく考えでございます。

○板谷よしひさ委員 様々な事情により滞納が発生することもあります。滞納額が高額化しないよう、発生時点で速やかに対応することが重要と考えますが、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 滞納者への対応についてであります。道では、滞納が発生した都度、督促状を送付し、滞納が2か月分となった段階で電話や訪問により納付を求め、3か月分となった段階で催告状により期限を指定して一括での納付を請求しております。

一括で納付することが困難な事情がある場合につきましては、納入計画書を提出させ、分割納付を求めているところでございます。

○板谷よしひさ委員 様々な対応を行ってもなお滞納が高額となる者や、支払い能力がありながら支払い意欲のない者に対しては、住宅の明渡し請求訴訟の提起など、法的措置を講じているとのことですが、過去3年間の対応実績についてお伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 明渡し請求などの対応実績についてであります。道では、失業中など特別な事情がある入居者を除き、家賃の滞納額が25万円以上となった滞納者や支払う意思を見せない悪質な滞納者に対しましては、住宅の明渡し請求を行っており、明渡し請求に応じない場合は、住宅の明渡しと滞納の全額納付を求める訴訟を提起しているところでございます。

過去3か年では、令和4年度は、明渡し請求25件、このうち訴訟の提起に至ったのは9件、5年度は、明渡し請求29件、このうち訴訟の提起は5件、6年度は、明渡し請求15件、このうち訴訟の提起は7件となっているところでございます。

○板谷よしひさ委員 滞納したまま退去する入居者もいるとお聞きしますが、そのような退去者に対してどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○大場住宅管理担当課長 退去滞納者への対応についてであります。道では、家賃を滞納している者が退去するときは、滞納家賃に敷金を充当することとしており、完済できない場合には、退去時に家賃の納付を誓約した納入計画書を提出させ、納付を求めているところでございます。

また、退去後、納入計画書の履行がなされなかった場合などには、債権回収に関する専門知識を有する弁護士に債権回収業務を委託しているところでございます。

○板谷よしひさ委員 最後に、家賃の収納については、公平性の確保の観点から適切に徴収していくことが求められる一方で、入居者の生活に支障を来さぬよう、それぞれの事情に配慮した丁寧な対応も必要と考えます。

こうしたことを踏まえ、道として今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 今後の対応についてであります。道では、家賃収入を確保することはもとより、家賃等を期限内に納付いただいている入居者の方々との公平性を確保する観点からも、滞納の解消を図ることは大変重要と考えております。

このため、家賃の口座振替の原則化やキャッシュレス収納を可能とすることにより滞納の未然

【第2分科会 11月10日 第3号】

防止を図るほか、退去滞納者の債権回収業務を弁護士に委託するなど、収入未済額の縮減に努めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、指定管理者と連携を図りながら、滞納の未然防止や実態に応じた収納対策を着実に実施するほか、振興局職員や指定管理者を対象に、滞納整理に関する知識の習得や応接技術のさらなる向上を図る研修会を開催するなど、収納対策の強化に取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 終わります。

○浅野貴博委員長 板谷委員の質疑は終了いたしました。

岡田遼君。

○岡田遼委員 それでは、通告に従いまして、建設部に順次質問いたします。

初めに、項目の1番、ゼロ道債についてです。

ゼロ道債は、単年度会計の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に新年度の公共工事の入札や契約が可能となり、新年度当初において、速やかに工事に着手することができ、また、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、公共工事の発注時期を平準化し、年間を通じた安定的な工事の実施による技能者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営健全化、入札不調対策、中小企業者の受注機会の確保などに資するものであることから、以下、質問をいたします。

まず、これまでのゼロ道債の計上額の推移、そして、その効果についてどのように考えているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 建設政策課長松本大志君。

○松本建設政策課長 ゼロ道債の推移などについてであります。道では、中小企業者に対する受注機会の確保などの観点から、平成2年度からゼロ道債を実施しているところであり、平成27年度から令和6年度までの10年間、毎年度、50億8100万円を措置しているところでございます。

ゼロ道債の活用により、適切な時期の施工による品質の確保や、施工時期の平準化による事業者の経営の安定化、中小企業者の受注機会の確保などに資するものと考えております。

○岡田遼委員 次に、平成27年度から令和6年度までの過去10年間、同額の50億8100万円が計上され続けているとのことですが、道では、このゼロ道債をどのように活用しているのか、伺います。

また、同額計上が続いている考え方について伺います。

○松本建設政策課長 ゼロ道債についてであります。道では、主に冬期間に傷んだ道路の区画線や舗装の補修など、春先の早期に実施すべき事業についてゼロ道債を活用しているところでございます。

○岡田遼委員 同額計上の考えについては答弁がありませんでしたけれども、建設部だけで予算を決められるわけではないことは理解いたしますので、次に進みたいというふうに思います。

人件費や資機材費が高騰する中、同額の計上では工事の件数や規模の縮小が懸念されますが、

道ではどのように建設工事を執行しているのか、また、建設業界からはどのような要望が上がっているのか、伺います。

**○松本建設政策課長** 工事の執行状況等についてであります。道では、現地の状況等を勘案し、早期に実施すべき工事についてゼロ道債により実施しているところでございます。

関係団体からは、資材の高騰や賃金水準が上昇する中でも十分な予算を確保することや、品質確保や働き方改革の観点等から、早期発注やゼロ道債の活用により、施工時期の平準化や適期に工事ができるよう要望があるところでございます。

**○岡田遼委員** この項目の最後に、今後の取組についてお聞きをいたします。

建設業関係団体からは、資機材価格の高騰や賃金水準が上昇する中でも十分な予算を確保することや品質確保や働き方改革の観点等から、施工時期の平準化に取り組むよう要望があるとのことでしたが、十分な予算確保や平準化に当たっては、早期に工事量を確保することができるゼロ道債の予算措置額を拡大していくことが必要と考えます。

建設業の持続的、安定的な経営が確保されるよう、道としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

**○浅野貴博委員長** 建設部長関俊一君。

**○関建設部長** 早期発注の取組についてであります。早期の工事発注は、円滑な施工の確保に加え、施工時期の平準化による労働者の処遇改善や効率的な人材、資材、機材等の確保など、事業者の経営の安定に寄与するとともに、公共工事の品質確保につながるものと認識してございます。

このため、道では、ゼロ道債や国の補正予算等を活用した早期発注によりまして、施工時期の平準化に取り組んできたところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組を進めますとともに、国に対して必要な予算を要望するなどして、建設業の持続的、安定的な経営が確保されるよう取り組んでまいります。

**○岡田遼委員** 部長からもありましたとおり、さらなる円滑な施工の確保、事業者の経営の安定、施工時期の平準化等のためには、ゼロ道債の拡大も考えていかなければならないというふうにも思っております。建設部の中で、ゼロ道債以外で行っている工事発注をしっかりと精査しましてゼロ道債に回すなど、さらなる早期工事発注に取り組むべきと指摘をいたします。

次に、項目を移しまして、2番目の道路新設改良費について聞いてまいります。

道路は、地域の産業や生活を支える基幹的なインフラであり、道は、これまで様々な予算を活用して道路の整備を行ってきています。そのうち、道路新設改良費では、国の社会資本整備総合交付金などを活用して、道路の拡幅や線形改良をはじめ、長寿命化修繕計画に基づく橋梁やトンネルなどの修繕、更新などの事業を行っていることと承知をしています。

一方で、令和6年度の決算によると、道路新設改良費において約123億4000万円の不用額が発生していることから、以下、道路新設改良費の不用額について質問をいたします。

まず、不用額の推移についてですが、令和2年度から令和6年度までの過去5年間の決算にお

ける不用額の推移と傾向について伺います。

○浅野貴博委員長 道路課長本間広行君。

○本間道路課長 不用額の推移についてであります。令和2年度は、1045億2954万3000円の予算額に対して不用額が68億5753万8882円、3年度は、1097億7073万8556円の予算額に対して不用額が52億9023万3495円、4年度は、1146億9203万2000円の予算額に対して不用額が194億9489万3253円、5年度は、1071億914万8000円の予算額に対して不用額が183億5388万1660円、6年度は、1018億261万1000円の予算額に対して不用額が123億4109万3591円となっており、不用額は約53億円から約195億円とばらつきが生じており、明確な傾向は見られないところでございます。

○岡田遼委員 それでは、不用額の発生内容についてお聞きをいたします。

令和4年度から100億円を超える不用額が発生しているとのことですが、令和6年度の不用額において、約123億4000万円の不用額が発生している内容について伺います。

○本間道路課長 不用額の要因についてであります。道路事業の執行過程において、入札差金や国庫支出金の内示減などにより不用額が発生しているところでございます。

○岡田遼委員 答弁にありました国庫支出金についてお聞きをいたします。

入札差金については、ほかの事業でも見受けられますので、ある程度、致し方ないというふうに思いますけれども、国庫支出金について、内示減となった要因について伺います。

○本間道路課長 国庫支出金の内示減についてであります。予算編成時点では、当該年度の事業量の見込みや国の制度改正の動向、国費の配分見通しなどを勘案し、必要な予算を計上しているところであります。社会資本整備総合交付金については、国土強靱化地域計画に基づく事業などに重点配分されている一方、それ以外の事業などにおいては実際の配分額が少なく、内示減となっております。

○岡田遼委員 それでは、国庫支出金の内示減となった事業についてはどのように対応されているのか、伺います。

○本間道路課長 内示減への対応についてであります。国庫支出金の内示減が生じた場合は、事業の年次計画を変更するなどして対応しているところでございます。

○岡田遼委員 それでは、最後に、今後の取組について伺ってまいります。

様々な要因があるとはいえ、決算における不用額はできる限り削減すべきでありまして、また、同時に、地域の生活などを支える道路整備をしっかりと進めていくことも重要であります。

そこで、今後の不用額を少なくする方策と、道路整備に対する必要な予算確保に向けた取組について伺います。

○関建設部長 今後の取組についてであります。道路は道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、道路の改良や老朽化対策などは大変重要であると認識してございます。

道では、道路事業の執行過程において入札差金などにより不用額が発生した場合には、可能な限りほかの事業箇所へ振替を行うなど、予算を最大限活用し、事業の推進に努めているところで

ございます。

道としては、引き続き、地域の暮らしを支える道路の整備を着実に推進しますとともに、必要な予算の確保について、市町村等と一体となり、国に要望するなどして、安全で安心な道路交通の確保に努めてまいります。

○岡田遼委員 よろしくお願ひいたします。

先ほど板谷委員からもありましたけれども、最後の項目の3番、道営住宅について、私からもお聞きをいたします。

令和6年度における道営住宅家賃等については、道監査委員から、収入未済額が多額となっており、実態に応じた適切な措置を講ずるよう指摘がなされているところであります。

家賃等の収納額を確保することについては、道営住宅を適切に維持管理していく上で必要であるほか、家賃を適切に納付いただいている入居者の方々の公平性を確保する観点からも極めて重要であるというふうに考えます。そこで、道営住宅の家賃収納対策等について、以下、質問をいたします。

まず、道営住宅の現年度家賃について、過去3か年の収納率と収入未済額がどのように推移しているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 住宅管理担当課長大場一郎君。

○大場住宅管理担当課長 家賃の収納率などについてであります。過去3年間の現年度家賃における収納率は、令和4年度が99.2%、5年度が99.0%、6年度が98.9%となっており、収入未済額は、4年度が約3300万円、5年度が約4100万円、6年度が約4500万円となっているところでございます。

○岡田遼委員 それでは、家賃滞納の主な要因と滞納者への対応について伺います。

また、入居者の収入の減少などにより、家賃の支払いが難しい方への対応についても併せて伺います。

○大場住宅管理担当課長 家賃滞納の要因などについてであります。家賃を滞納する要因としては、期限内納付の失念のほか、失職による収入の減少、病気の治療や子どもの進学による支出の増大などの経済的理由といった様々な要因が考えられるところでございます。

道では、滞納者への対応として、滞納が発生した都度、督促状を送付し、2か月分となった段階で電話や訪問により納付を求め、3か月分となった段階で催告状により期限を指定して一括での納付を請求しており、一括で納付することが困難な事情がある場合には、納入計画書を提出させ、分割納付を求めているところでございます。

また、収入が著しく低額である入居者に対しましては、家賃を減免する制度を設けており、経済的な困窮や病気等により納付が困難である旨の御相談があった場合は、減免申請が可能であることをお伝えしているところでございます。

○岡田遼委員 分割や減免といった対応を取られているとのことですが、やむを得ない事情により支払いが困難になっている方に対しては、より丁寧に寄り添った対応のほうをお願いし

たいというふうに思います。

次に、過年度家賃の収入未済額について伺います。

また、滞納したまま退去された方に対する収納対策について伺います。

**○大場住宅管理担当課長** 過年度家賃の収入未済額などについてであります。令和6年度末時点における過年度家賃の収入未済額は約1億2000万円となっており、5年度末から約300万円減少しているところでございます。

道では、家賃の滞納者が退去する際には、滞納家賃に敷金を充当することとしており、完済できない場合は、退去時に家賃の納付を誓約した納入計画書を提出させ、納付を求めているところでございます。

また、退去後、納入計画書の履行がなされなかった場合などには、債権回収に関する専門知識を有する弁護士に債権回収業務を委託しているところでございます。

**○岡田遼委員** それでは、滞納の未然防止と今後の収納対策の取組についてお聞きをいたします。

道営住宅家賃の収入未済額は約1億2000万円とのことですが、依然として多額な状況にあることから、滞納額が多額となる前に未然に防ぐことが重要であるというふうに考えます。

そこで、滞納未然防止に向けてどのような取組を行っているのか、また、家賃の収納対策として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○浅野貴博委員長** 住宅局長芥川昌久君。

**○芥川住宅局長** 今後の収納対策などについてであります。道では、入居者が仕事の都合などで金融機関の営業時間内に納付できないことや、納入通知書による支払いの煩雑さを考慮し、滞納の未然防止には納付しやすい環境の整備が重要と考えているところでございます。

このため、令和2年度以降に新たに入居する世帯は口座振替払いを原則としたほか、令和4年度からは、クレジット決済などを利用したキャッシュレス収納を導入し、支払い方法の多様化を図ってきたところでございます。

道としては、引き続き、指定管理者と連携を図りながら、滞納の未然防止や実態に応じた収納対策を着実に実施するほか、振興局や指定管理者の担当者を対象に、滞納整理に関する知識の習得や応接技術の向上を図る研修会を開催するなど、収納対策の強化に取り組んでまいります。

**○岡田遼委員** 次に、道営住宅の空き家と今後のストック活用について聞いてまいります。

まず、道営住宅の空き家についてです。

道営住宅は、全道各地に立地をしておりますが、人口減少が著しく、住宅需要が少ない地域では空き家が生じている状況であり、同じ道営住宅であってもエレベーターのない住宅では空き家が目立つ状況にあります。

そこでまず、道営住宅における空き家の状況について伺います。

また、その地域特性についても併せて伺います。

**○大場住宅管理担当課長** 道営住宅の空き家戸数についてであります。令和6年度末の管理戸

数は2万1866戸であり、このうち、建て替えや改善工事を円滑に進めるため、入居者募集を停止している、いわゆる政策空き家の戸数は1486戸、それ以外の空き家戸数は、募集準備中も含め、2026戸となっているところでございます。

地域による特徴といたしましては、札幌市などの都市部においては住宅需要が高い状態が続いておりますが、人口減少が進んでいる地域におきましては、入居者募集をしてもお申込みがなく、空き家が生じている団地もあるところでございます。

**○岡田遼委員** 管理戸数は2万1866戸であって、政策空き家とか、それ以外の空き家とかを合わせますと3500戸ほどあるということで、それなりの空き家が出ているというふうに理解をいたしました。

それでは、道営住宅の目的外使用について、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

道では、道営住宅の空き家を活用し、会社の従業員住宅などに目的外使用できると承知をしておりますが、その概要や実績について伺います。

**○大場住宅管理担当課長** 道営住宅の目的外使用についてであります。国では、公営住宅の目的外使用として、住宅に困窮する本来の入居対象者を阻害しない範囲で、地域の実情に対応した弾力的な活用を認めているところでございます。

道では、団地コミュニティの活性化や地域産業の振興など、地域課題の解決に向けた道営住宅の空き家活用に取り組んでおり、現在、札幌市真駒内F団地や室蘭市祝津団地など7団地22戸におきまして、大学生や外国人技能実習生の住宅として活用されているところでございます。

**○岡田遼委員** 国の許可が必要だという話も聞いておりますので、なかなかマッチするところがあるのかなというふうに理解したいと思っております。

最後に、今後のストック活用の考え方についてお聞きをしたいと思っております。

本道では、今後、さらに人口減少が進み、住宅需要が低下することが見込まれ、道営住宅においても空き家が増加することが考えられます。このような状況を踏まえ、道として今後の道営住宅ストックの活用についてどのように取り組む考えなのか、伺います。

**○浅野貴博委員長** 建設部建築企画監大野雄一君。

**○大野建設部建築企画監** 今後の道営住宅の活用についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づきまして、老朽化が著しい住宅のうち、継続的な住宅需要が見込まれるもので、面積が一定の水準に満たない、または、3階建て以上でエレベーターが未設置の住宅は建て替えを行うこととし、需要が見込まれず、今後継続して供給する必要がない住宅は用途廃止を行うこととしております。

また、引き続き維持管理する住宅は、劣化状況に応じて修繕を行うなど、適切な維持管理に努めるとともに、耐久性や居住性、安全性の向上を図るため、必要な改善を行うこととしております。

道といたしましては、今後も、人口減少など社会情勢の変化や地域の住宅需要を的確に把握し、建て替えや改善などの整備を計画的に進めるとともに、空き家につきましては、地域の実情

に応じて目的外使用による柔軟な活用を図るなど、道営住宅の整備、活用に取り組んでまいります。

○岡田遼委員 終わります。

○浅野貴博委員長 岡田委員の質疑は終了いたしました。

池本柳次君。

○池本柳次委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

最初に、流域治水に関してであります。平成30年7月の豪雨や令和元年の東日本台風など、全国各地で豪雨等における水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じました。

これらを踏まえ、国から社会資本整備審議会に対しまして、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申が取りまとめられたところであります。

この答申を踏まえまして、気候変動に伴い、激甚化、頻発化する水害や土砂災害等に対し、防災や減災が主流となる社会を目指して、流域治水の考え方に基づいて、河川整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を進めていると承知をしております。

本道では、本年9月に、道内で初めて線状降水帯が発生し、浸水被害が生じました。気候変動の影響によりまして、これまでの観測記録を上回る降雨が発生し、全国各地で浸水被害が生じております。そこで、以下、流域治水について伺ってまいります。

最初に、河川整備について伺います。

気候変動の影響を踏まえますと、自然災害の激甚化、頻発化が進んでおりまして、これまで以上に河川整備を推進することは重要と考えますが、河川の整備には多くの時間がかかります。

道は、河川整備について、これまでどのように進めてこられたのかをまず伺います。

○浅野貴博委員長 河川砂防課長伊藤拓郎君。

○伊藤河川砂防課長 河川整備の状況についてであります。道は、約1200河川、約7800キロメートルで整備を行うこととしており、延長が非常に長いことから、洪水により家屋や農地などに大きな被害が発生した箇所や、甚大な被害が生じるおそれのある市街地の河川などを優先し、整備を進めているところでございます。

○池本柳次委員 次に、流域治水プロジェクトの策定状況について伺います。

自然災害の激甚化、頻発化に対応するため、各地域で流域のあらゆる関係者が協働して実施しております流域治水協議会におきまして、まず、水災害を防止し、軽減するための対策を総合的に取りまとめた流域治水プロジェクトの策定が進められていると承知をしております。

そこで、道内の流域治水プロジェクトの策定状況についてどうなっておりますか、伺います。

○伊藤河川砂防課長 流域治水プロジェクトの策定状況についてであります。道内の1級水系においては、国と道が連携し、令和2年度に13水系全てで、また、道が管理する2級水系では、令和6年度までに230水系全てにおいて、流域治水プロジェクトを策定したところでございま

す。

○池本柳次委員 次に、河川管理者以外の治水の取組について伺います。

各地域で策定されております流域治水プロジェクトは、地域の特性を踏まえて、流域のあらゆる関係者が取り組む対策が盛り込まれていると認識しております。

河川管理者以外が行っている流域治水の取組について、主にどのようなものがあるのか、伺います。

○伊藤河川砂防課長 河川管理者以外の流域治水の取組についてであります。降雨による河川の氾濫をできる限り防ぐ対策として、農業者が水田の水のはけ口に調整用の板を設置し、時間をかけて雨水をゆっくり排水する田んぼダムの取組や、民間の駐車場では、舗装などで雨水の浸透が妨げられる場合、事業者が敷地内に浸透ますや浸透管といった施設を設置し、雨水を地下に浸透させる取組などが行われているところです。

○池本柳次委員 次に、流域治水における機運醸成について伺います。

河川管理者以外が行う取組を広げていくためには、まずは多くの方々に流域治水を知っていただくことが重要であると思います。

道は、流域治水の周知や機運の醸成にどのように取り組んでおられるのかを伺います。

○伊藤河川砂防課長 流域治水の周知などの取組についてであります。流域治水を推進するためには、住民の方々や企業などが、自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することが重要です。

このため、道では、流域治水の取組を広く知っていただくため、令和6年には、3月にシンポジウムを開催したほか、7月には北海道で開催された気候変動に関する国際会議に合わせて実施された市民講座で道の取組をPRしたところです。

今年度は、7月に稚内市で、12月に小樽市で開催する住民を対象とした防災講演会において、近年の気候変動の影響による豪雨災害の状況や、あらゆる関係者が協働して実施する流域治水の必要性などについて講演を行うなど、流域治水の理解促進に向けた周知の機運の醸成に取り組んでいるところです。

○池本柳次委員 次に、今後の治水の取組についてであります。北海道は全国で気候変動による降雨量の影響が最も大きい地域と報告されておりまして、今年も全道各地で浸水被害が発生をいたしました。これらの対応には、気候変動を踏まえた河川整備や、流域のあらゆる関係者によります流域治水の取組が大変重要であると考えます。

道は、今後、流域治水の取組をどのように進めていくのかを伺います。

○浅野貴博委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 今後の流域治水の取組についてであります。近年、豪雨等による災害が激甚化、頻発化している状況を踏まえ、気候変動の影響等も考慮した対策への転換が必要と認識してございます。

このため、道では、気候変動による降雨量の増大を考慮した治水計画の見直しを順次行い、効

【第2分科会 11月10日 第3号】

果的な河川整備を進めますとともに、流域治水の取組につきましては、策定した流域治水プロジェクトの充実強化を図るほか、引き続き、住民の理解促進等に努め、流域のあらゆる関係者の方々と連携を一層強化しながら、水災害に強い北海道づくりに取り組んでまいります。

○池本柳次委員 次に、営繕業務について伺います。

地域の安全や安心、経済や雇用を支える重要な役割を担っている建設業におきましては、若年者の入職が進まず、就業者の高齢化が進行するなど、人手不足が深刻化し、技術者や技能者といった人手の確保が困難な状況に陥り、公共事業の入札参加への手控えや、商業施設や工場などの民間工事が計画どおりに進まなかったという事態が全国各地で生じているとお聞きをしております。

道内におきましては、先端半導体の量産を目指すラピダスの工場建設をはじめとしたGX・DX関連の設備投資が進む一方で、再開発や好調なインバウンドを背景としたホテル建設など、民間の市場が活発化しておりますけれども、建築物の改築や改修を行う営繕工事では、民間と競合することも多く、実際に、先日、小樽市が発注した新総合体育館の整備工事においては、応札がなく、いわゆる不調に至ったとの報道がなされたほか、札幌市が発注する設備設計業務におきましては不調が相次ぎ、中央卸売市場や、音響への評価が高いコンサートホールを有するKitaraの改修工事の着手が遅れ、利用者へも影響を及ぼしているといった報道もあるところであります。

そこで、建築局が発注する道の営繕業務に係る入札状況について、以下、順次伺ってまいります。

最初に、設備設計業務の不調や不落の発生件数について伺います。

札幌市の発注におきましては、設備設計業務において不調の年間発生件数が数十件に上るとの報道がなされておりますが、建築局発注の設備設計業務におけるここ数年での入札件数と、不調や予定価格以内の応札がない、いわゆる不落の発生件数について伺います。

○浅野貴博委員長 計画管理課長早坂隆志君。

○早坂計画管理課長 設備設計業務の不調や不落の件数についてであります。令和4年度は、入札59件に対し、不調や不落は発生していませんでしたが、5年度は、入札81件に対しまして、不調が2件、不落が3件、6年度は、入札41件に対しまして、不調が1件、不落が1件発生しているところでございます。

また、今年度におきましては、9月末までに43件の入札を執行しており、4件の不落が発生しているところでございます。

○池本柳次委員 次に、設備設計業務の不調や不落の発生状況と発生後の対応について伺います。

そもそも、不調や不落が発生した要因につきましてはどのように考えておられるのか、また、不調や不落に至った入札については、その後、どのような対応をされているのかを伺います。

○浅野貴博委員長 設備・環境担当課長横山守君。

○横山設備・環境担当課長 設備設計業務の不調や不落の要因についてであります。業界団体との意見交換や入札辞退者からの聞き取りによると、道内の設備設計業界においては、若年層の入職者が少なく、高齢化が進み、技術者の不足が特に顕著である中、LED照明への改修やエアコン設置など民間工事の増大に伴い、設備設計の需要も高く、受注に必要な技術者の配置が困難な場合もあり、応札を手控える傾向にあるといったことが主な要因として挙げられているところでございます。

また、不調、不落が発生した際には、改めて業者を指名選考の後、再度、入札手続を行っているところでございます。

○池本柳次委員 次に、設計業務の適切な実施について伺います。

建設業同様、建築士事務所におきましても人手不足が深刻化しております。一方で、省エネルギーや環境に配慮するなど、社会的ニーズの多様化に応じ、設計業務に対する要求は高度化、複雑化しております。建築士事務所におきましては、専門的な知識と高い技術力が求められていると聞くところであります。

このような中で、設計業務の不調や不落の防止、営繕工事の着実な実施のために、どのような対策を講じているのかを伺います。

○浅野貴博委員長 建築技術・検査担当課長伊藤生郎君。

○伊藤建築技術・検査担当課長 設計業務の実施についてであります。道では、営繕工事を着実に実施するため、設計業務においては、適正な設計業務委託料の算定や、設計内容を工事施工者に正確に伝える機会の確保が重要と考えているところでございます。

このため、道の営繕工事における設計業務については、業務委託料を国が定めた業務報酬基準に準拠して算定しているほか、業界団体の要望などを踏まえ、業務委託特記仕様書において業務内容の範囲をより明確化し、不調、不落の防止に努めているところでございます。

また、令和7年4月から、設計者が工事施工者に対して設計図書に基づき説明や質疑応答を行う設計意図伝達業務を新たに導入するなど、設計業務の適切な実施に努めているところでございます。

○池本柳次委員 次に、多数の道民が利用する施設の改修についてであります。

設計が進まなければ、工事も進みません。結果、道民の施設利用にも影響を及ぼしかねません。

今年度、営繕工事では、かでの2・7や野幌総合運動公園——現NOPPOROヤシマ商会スポーツパークにおきまして、ホールや総合体育館の改修工事を実施していると聞いておりますが、これらは、いずれも、多くの道民の方々が利用される、指定管理者が管理する収益性を有する施設であります。工事内容や工事に伴う施設利用への影響について伺います。

○浅野貴博委員長 施設整備・脱炭素化担当課長坂井宗司君。

○坂井施設整備・脱炭素化担当課長 工事内容や施設利用への影響についてであります。かでの2・7は、照明設備のLED化、エレベーターや電気設備などの改修を計画的に実施してきて

【第2分科会 11月10日 第3号】

おり、今年度は、かでのホールの舞台照明、音響設備の改修などを行うことから、11月10日から令和8年3月10日まで利用休止となっているところでございます。

また、NOPPOROヤシマ商会スポーツパークの総合体育館は、天井の耐震補強や屋上防水などの改修を計画的に実施してきており、今年度は、アリーナやプールの照明のLED化、トイレの洋式化や多目的トイレの新設を行うため、9月16日から、アリーナは令和8年1月3日まで、プールは3月中旬まで利用休止となっているところでございます。

○池本柳次委員 時間もなくなってきましたので、質問を二つ飛ばします。

最後の質問にいたしますが、建設業や設計業は、道民の暮らしや地域経済の下支えをする基幹産業でありまして、災害時にあっては地域の守り手として重要な産業であります。深刻な人手不足に見舞われるなど、一段と厳しい経営環境に置かれています。

営繕業務の着実な執行のためには、適正な工期や価格が確保された工事や、設計業務が計画的に受注され、建設業などの経営の安定化、人材確保や育成、定着のための処遇改善へとつながる好循環がますます重要になってくると考えます。

道は、営繕工事の執行について、今後どのように取り組んでいかれるのか、所見をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○浅野貴博委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 今後の取組についてであります。施工時期の平準化により、年間を通じた事業量の安定化を図るとともに、適正な工期や設計価格を設定することは、技術者や技能者の処遇改善、人材や資機材等の効率的な運用による経営の健全化に資するほか、不調や不落を抑制するとともに、円滑な施工を確保し、工事の品質確保につながるといった効果が期待されるところでございます。

道といたしましては、関係団体との意見交換を通じ、資材や技術者等の需給動向や課題を的確に把握しながら、引き続き、適正な工期や設計価格を設定するほか、債務負担行為の活用や早期発注に取り組むなど、建設業や設計業の持続的発展に資するよう、営繕工事の着実な執行に努めてまいります。

○浅野貴博委員長 池本委員の質疑は終了いたしました。

広田まゆみ君。

○広田まゆみ委員 建設業の働き方改革などについて伺います。

公共工事における働き方改革に関わる道の取組についてですが、建設業を取り巻く環境は、今もいろんな御質疑があったように、人手不足の深刻化や働き方改革の推進など、大きく変化しています。

こうした中、公共工事では、時間外労働の上限規制や週休2日の確保、適正な工期の設定が求められています。これらの課題に対して、道としてどのように取り組んでいるのか、また、必要な経費がどのように請負金額に計上されているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 技術管理担当課長齊藤寛朗君。

○齊藤技術管理担当課長 働き方改革に係る道の取組についてであります。道では、建設産業における時間外労働の縮減や週休2日の取組を進めるため、発注者として、午後5時以降の打合せを行わないことや、月曜日期限の依頼を金曜日に行わないといった労働環境改善プロジェクトに平成27年度から取り組むとともに、平成30年度からは週休2日モデル工事の取組を進めてきており、週休2日がおおむね達成できたことから、本年10月からは、完全週休2日の実現を目指し、諸経費の補正等の見直しを行っているほか、適切な工期設定については、週休2日を前提とし、猛暑日や降雨日などの不稼働日を見込んだ工期としております。

また、必要な経費につきましては、完全週休2日を実施した場合には労務費を1.02倍に補正するほか、建設現場の作業環境を改善するため、熱中症対策や防寒対策に要する費用について設計変更の対象とするなど、現場における働き方改革の取組が着実に進むよう、国の基準に基づき、適切に工事価格へ反映しているところでございます。

○広田まゆみ委員 次に、建設技能者の処遇改善における道の取組について伺います。

道では、技能者の処遇改善を推進するために導入された建設キャリアアップシステムの取組を進めていると思いますが、現場の事業者の取組実績について伺うとともに、今後、取組推進に向けてどのように対応していく考えか、伺います。

○浅野貴博委員長 建設業担当局長荒木政彦君。

○荒木建設業担当局長 建設キャリアアップシステムについてでございますが、道では、端末の導入費用を設計に計上し、施行成績評定での加点を措置する活用モデル工事を、令和4年度より、予定価格が1億円以上の一般土木工事を対象に試行的に実施しており、対象範囲につきましては、5年度には、予定価格7000万円以上の一般土木工事に広げ、6年度には、予定価格5000万円以上の舗装工事を対象に加えたところでございます。

直近の取組状況といたしましては、6年度の対象工事437件のうち357件、約8割の工事でシステムが導入されたところでございます。

道といたしましては、システムの普及促進に向け、引き続き、受注者に対し、導入方法やメリット等について周知に努めますほか、建設業団体などの意見を伺いながら、モデル工事の対象範囲の拡大を検討してまいります。

○広田まゆみ委員 次に、ダンピング受注対策について伺いたいと思います。

令和6年3月より、国交省において、地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の見える化の取組が行われ、各地方公共団体における最低制限価格及び低入札価格調査基準の設定状況だとか実施率が公表されることになりました。取組が遅れている市町村に対しては、個別の働きかけを実施するとされているところです。

そこで、道におけるダンピング受注対策の現状について、どのような取組を行っているのか、伺います。

また、道内市町村におけるダンピング受注対策は、全国平均と比べて取組が遅れている状況にあります。この状況をどのように捉え、道として今後どのように対応していく考えか、伺いま

す。

○浅野貴博委員長 建設管理課長小林啓司君。

○小林建設管理課長 ダンピング受注対策についてであります。道では、契約内容に適した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入しており、原則として、予定価格が400万円を超える工事及び200万円を超える委託業務に係る競争入札に適用しているところでございます。

一部の市町村におきましては、人員不足などにより最低制限価格制度などの導入が進んでいない状況にありますことから、道では、本年2月から、国と連携して市町村の個別ヒアリングを実施し、それぞれの課題に対して助言等を行ったところであり、引き続き、最低制限価格制度の導入をはじめとする市町村の入札契約制度の適正化に向けた支援に努めてまいります。

○広田まゆみ委員 公共工事の請負契約における障がい者雇用などの推進について伺います。

北海道では、障がい者就労支援企業認証制度を設けており、障がい者の就労支援に積極的に取り組む企業を認証しています。

道が発注する建設工事において、総合評価方式の入札の際、この認証により加点評価を受け、実際に受注している企業の数は過去3年間でどのように推移しているのか、伺います。

○齊藤技術管理担当課長 障がい者雇用の推移についてであります。建設管理部発注工事における総合評価落札方式の入札において、障がい者就労支援企業認証制度の認証による加点評価を受けた企業のうち、受注に至った企業数については、令和4年度においては延べ33社、5年度においては延べ34社、6年度においては延べ30社となっているところでございます。

○広田まゆみ委員 指摘ですけれども、私としては、原則として、この障がい者雇用の法定雇用率を満たしていない企業に対しては、厳しい入札・応札状況ではありますけれども、公共発注をするべきではないと考えておりますので、引き続き注目させていただきたい数字だというふうに指摘をさせていただきます。

次に、「ほっかいどう道路整備プログラム」について伺います。

道路施設の老朽化対策と長寿命化の取組についてですが、現在進行中の「ほっかいどう道路整備プログラム」の中間地点を過ぎまして、膨大な数の道路施設などの老朽化が加速している中、るる今ほども質疑がありましたけれども、令和6年度における計画的な維持管理、更新について、道が管理する橋梁やトンネルの修繕状況を伺います。

また、老朽化対策の実施に必要な財源確保、専門的知識を持つ技術者不足の解消に向けた具体的な施策、このプログラム完了後も見据えた中長期的なインフラ維持管理の持続可能性についての見解を伺います。

○浅野貴博委員長 土木局長上村明弘君。

○上村土木局長 道路施設の老朽化対策についてですが、道では、これまでの事後補修型管理から、定期的な点検、診断を行い、損傷が軽微な段階で修繕を行う予防保全型管理へ移行することで、施設の健全度を保ちながらライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として、長寿命化

修繕計画を策定し、橋梁などの老朽化対策に取り組んできたところでございます。

こうした中、道が管理する道道の橋梁については、令和元年度から5年度までの5年間で行った点検で、早期措置段階とされる判定区分Ⅲの橋梁536橋のうち、令和6年度末時点で447橋が既に補修に着手しており、83%が着手済みとなっております。

トンネルにつきましては、判定区分Ⅲのトンネル48か所のうち、令和6年度末時点で40か所が既に着手しており、83%が着手済みとなっております。

道としては、引き続き、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型維持管理の取組を進めるとともに、技術者不足へ対応するため、ドローンやAIを活用した橋梁点検作業の省力化などといった新技術の活用を積極的に進めるほか、老朽化対策に必要な予算の確保を国等に強く働きかけるなどして、道民の安全、安心な暮らしを守る道路の整備に取り組んでまいります。

**○広田まゆみ委員** ドローンやAIを活用した新技術の活用を進めるということに関連すると私は思うのですが、携帯電話の不感地域の解消についての取組強化について伺います。

現状では、基本的には通信事業者が主体となって総務省や関係部と連携して進めているものと理解しますが、国道などにおいては、不感地域の解消ということも国道の一つの役割として認識されていると伺っております。6年度までのこの取組の状況について伺います。

また、気候変動など、昨今の自然災害の状況を見ますと、観光や救急医療、防災などの目的に応じて国道や高規格道路を補完するために道道はあると思いますし、先ほどの答弁でも、道道等の維持補修の意義についてのお話をされていましたが、その意味を問い直せば、不感地域の解消を目指すこともしっかりとこうしたプログラム等へ書き込まれるべきと考えます。

最低限、例えば、泊原子力発電所の避難道路は道道なのですが、電波は1本も立たないのです。先日、会派で視察に行って、分かりました。災害避難に関する道道においては、何らかの通信手段の確保が、道道の設計段階や維持補修の計画段階にも加味されるべきと考えますが、今後に向けた見解を伺います。

**○浅野貴博委員長** 道路課長本間広行君。

**○本間道路課長** 携帯電話の不感地域への対応についてであります。道道の携帯電話の不感地域は、平成25年の調査では230路線279か所であり、直近の令和4年では223路線263か所となっております。7路線16か所減少したところです。

道では、緊急時の連絡手段を確保するため、トンネルにおける通話型通報設備などの整備を行っているほか、道道の不感地域の現状につきまして関係部局と情報共有を図っているところであり、今後は、道路の計画段階等においても情報共有を図ってまいります。

**○広田まゆみ委員** 今後は、道路の計画段階等においても情報共有を図ってまいるといっていただけたけれども、泊原発の避難道路の道道に見られるような事態は今後起きないということで認識してよろしいでしょうか。

**○上村土木局長** 泊共和線を含む不感地域の解消についてであります。携帯電話の通信設備は、通信事業者や、それに代わって市町村が基地局を整備しているところでございます。

【第2分科会 11月10日 第3号】

道路事業におきましては、携帯電話の通信設備について、道路の附属物に該当しないため、整備を行っていないところがございます。

一方で、携帯電話の通信環境の改善は、道路の利用者や、管理上、有用でありますことから、道としては、不感地域の解消に向け、関係部局や市町村と連携し、通信事業者に対し、基地局の設置を働きかけてまいります。

○**広田まゆみ委員** 道道の携帯電話の不感地域について、平成25年の調査で230路線279か所、令和4年は223路線263か所ということで、点検はされているということなのですが、これは、どういう目的でやられていて、今までこれは関係部に情報共有されていたのか、今後どうするのか、そのことについて伺いたいと思います。

○**上村土木局長** 関係部局との情報共有についてであります。携帯電話の通信環境の改善は、道路利用者や、管理上、有用でありますことから、これまでも、道道の不感地域の現状について、関係部局と情報共有を図っており、今後も情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○**広田まゆみ委員** 道路パトロールなどで本当に現場の道路の状況を一番分かっている人たちの情報が、危機管理だとか、そういうところともきちんと共有されるように今後ともお願いをしたいと思います。

続いて、住まいのゼロカーボン化推進事業について伺います。

令和6年度の実績について伺いますが、建築資材価格や人件費の高騰が続く中で、省エネ性能の高い住宅の初期費用が割高になる傾向があり、道民の皆さんがこのゼロカーボン化推進事業に参画するということの障壁となっている可能性があります。

令和6年度の実績と、この取組により、具体的に住まいのゼロカーボン化がどのように進んだのか、効果などの認識について伺います。

また、この制度は、補助事業を実施する市町村への支援であるため、市町村ごとの温度差や情報の周知不足により全道への普及が十分ではない可能性があります。今後、補助事業を実施する市町村の拡大に向け、どのように取り組む考えか、伺います。

○**浅野貴博委員長** 住宅局長芥川昌久君。

○**芥川住宅局長** 住まいのゼロカーボン化推進事業の実績などについてであります。道では、省エネ性能に優れた良質な住宅ストックの形成によりゼロカーボン北海道に寄与することを目的とし、省エネ性能の高い新築住宅の取得のほか、既存住宅などの省エネ改修や再エネ設備の導入を対象に、市町村と連携した補助事業を令和5年7月から実施しているところがございます。

令和6年度は、33市町村1979件で新築住宅の取得や高断熱窓への更新などの省エネ改修のほか、29市町村317件で太陽光パネルなどの再エネ設備導入といった工事に本補助事業を活用していただき、住宅分野のゼロカーボン化の取組が全道各地に広がっているところがございます。

道では、引き続き、市町村を対象とした説明会を開催するとともに、住宅施策に係る全道会議の場など、あらゆる機会を捉えて本事業の周知に努め、より多くの市町村に活用されるよう取り

組んでまいります。

**○広田まゆみ委員** 取組がそれぞれ33市町村、29市町村ということでは、私としては全道各地に広がっているという認識はできないと思っておりますけれども、より多くの市町村に活用されるためにも今後の取組について伺います。

2025年以降、原則、全ての新築建築物に省エネ基準適合義務化が拡大されています。これに伴い、東京都には条例による太陽光パネルの設置の義務化の動きや、長野県においては具体的に2030年までに約70万戸の住宅に太陽光パネルを設置するなどの目標が打ち出されています。

道においては、住まいのゼロカーボン化推進事業に具体的な目標を設定すべきと考えますが、見解を伺います。

また、道としては、太陽光パネルの設置のみならず、北方型住宅2020として断熱性の高い住宅資産を提案していると承知していますが、冬期間の課題も踏まえ、太陽光パネルの垂直型のモデルや地中熱やヒートポンプの活用など、住まいのゼロカーボン化支援の枠組みをさらに拡大して推進すべきと考えますが、見解を伺います。

**○浅野貴博委員長** 建築指導課長影山友規君。

**○影山建築指導課長** 住まいのゼロカーボン化推進事業の目標などについてでございますが、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、既存住宅の長寿命化や省エネ化などに資する性能向上リフォームがますます重要になると考えているところであり、道では、北海道住生活基本計画において、住宅ストックの省エネ基準適合率を2030年度に40%とする目標を掲げ、その実現に向け、住まいのゼロカーボン化推進事業などの施策に取り組んでいるところでございます。

本事業においては、屋根全体の断熱性能を高める工事や太陽光パネルの設置、ヒートポンプをはじめとする省エネ効果の高い給湯設備の導入などのほか、地域の実情を踏まえた脱炭素化に資する市町村の取組に対しても本事業が活用できるよう、柔軟な対応に努めてまいります。

**○広田まゆみ委員** 住生活基本計画の中では、住宅ストックの省エネ基準適合率を2030年度に40%という目標があるわけです。今、少し具体的にお示しいただきましたけれども、道民の皆さんや道内の工務店さんなどが共通言語として使える目標とかコンセプトが必要だというふうに思います。

先ほど、長野県における約70万戸の太陽光パネルの設置の目標をお知らせしましたけれども、長野県は、断熱が北海道に比べると弱いので、いわゆるヒートショックで亡くられる方が大変多いという情報もありまして、あわせて、この太陽光パネルと断熱構造の高い住宅を県民の命を守る施策として位置づけて、約70万戸の住宅にソーラーをつけていこうということを言っているのですね。長野県の方にお聞きしましたら、断熱のことは北海道に学んでいるということなので、もったいないと思うのですよね。なので、この住生活基本計画の目標を超えて、新たに始まった住まいのゼロカーボン化推進事業については、より分かりやすい目標を、できれば今年度中にも、来年度に向けて検討いただくことを指摘させていただきたいと思っております。

次に、既存住宅の改修促進について伺います。

【第2分科会 11月10日 第3号】

圧倒的に数の多い既存住宅の省エネ改修が新築に比べて遅れていると思いますけれども、これをどう加速させるのかが大きな課題だと思いますが、令和6年度の取組について伺います。

また、太陽光パネルの設置も含めて、屋根などの悪質リフォーム業者への対応について建築業界としてもしっかり取り組んでいくべきと考えますが、実態をどのように把握し、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 既存住宅の改修促進についてであります。道では、省エネ改修の促進のためには、所有者等の負担軽減のほか、道民の皆様が安心してリフォームを行える環境づくりが重要と考えております。

このため、道では、弁護士や建築士による住宅相談窓口を北海道建築指導センター内に設置し、リフォーム工事の方法や契約などのトラブルに対する助言を行っているほか、道やリフォームに係る事業者団体などで構成する北海道住宅リフォーム推進協議会におきまして、一定の資格要件を満たす事業者を登録し、所属する建築士などの資格者やリフォーム事例などの情報を公開する、住宅リフォーム事業者登録制度を設けているところでございます。

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、こうした取組を継続するとともに、住まいのゼロカーボン化推進事業を推進するなど、市町村、関係団体、民間事業者との連携により、道民の皆様が安全で豊かな住生活の実現に向け、性能向上リフォームの促進に努めてまいります。

○広田まゆみ委員 次に、景観条例について伺います。

令和6年度における景観に関する取組実績について伺います。

○浅野貴博委員長 都市計画課長菅原剛君。

○菅原都市計画課長 景観に関する取組状況についてであります。道では、良好な景観形成の推進のため、景観法に基づく北海道景観条例を平成20年に制定し、建築物や工作物の設置に当たり、周辺景観を阻害しないよう必要な規制を行っており、令和6年度における法に基づく行為の届出は318件であったところでございます。

また、市町村が自ら地域の自然や歴史、文化などを生かした景観づくりを進めることができるよう、景観行政団体への移行を働きかけるとともに、市町村職員を対象とした景観行政セミナーを開催したほか、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインの説明会を実施したところでございます。

○広田まゆみ委員 この景観条例というのが機能しているのかどうかということが課題だと思うのですが、令和6年度においても、景観と再生可能エネルギー、両方とも大事な政策ですけれども、そのバランスをめぐるいろんな摩擦ですとか、ある意味では、北海道の価値を損ないかねない様々な状況が見られました。

現行の北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインでは、景観への影響評価が、主に事業者の自主努力に求められており、さらに主観的に過ぎるため、地域の自然・文化的景観価値を客観的に評価し、設置場所の適否や規模を厳格に判断できるような景観アセスメント——景

観環境影響評価の導入や、現行指針の抜本的な強化が必要だと考えますが、ガイドラインの強化の必要性についての認識とともに、今後、道としてどのように対応する考えか、伺います。

○菅原都市計画課長 道の対応についてであります。道では、周辺景観との調和を図るため、太陽電池発電設備などの整備に当たり、事業者が配慮すべき事項を定めた北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを平成27年に策定し、事業者への周知を行ってきたところであり、本年4月には、洋上風力発電設備の景観に対する配慮事項の考え方を追加したところでございます。

道といたしましては、引き続き、ガイドラインに基づき、景観に配慮した事業が実施されるよう、事業者に対し周知を図るとともに、市町村と連携しながら、各地域の景観に係る課題の把握に努めてまいります。

○広田まゆみ委員 全く危機感がないですね。4月に配慮事項の考え方を追加されたのは洋上風力発電設備の景観に対してということで、今、問題になっているのは陸上ですよ。陸上における太陽光だとか風力に関してのガイドラインの強化が必要だと思います。

景観形成の基準解説ということで、道としては、すごく丁寧な写真入りのものを作られているのですけれども、例えば、眺望を大きく遮るものとか、けばけばしい色彩とか、周辺環境と調和ができていないとかということで、かなり主観的なのですよね。なので、私が求めたのは科学的評価の導入でありまして、国交省とか環境省とか、もう一部の自治体でも進んでいますけれども、海外の事例も含めて、北海道であれば、例えば、可視領域のことだとか、色彩の調和度だとか、地形改変度など、具体的な数値を入れた景観評価のガイドラインをしっかりと導入すべきだということ、今回は指摘とさせていただきますので、早急に御検討いただきたいというふうに思います。

次に、広域景観保全地区の設定について伺いたいと思います。

景観法においては、市町村が重要な役割を果たすべきものと承知してはいますが、例えば、既に進められているシーニックバイウェイやこれに準ずる道路などを道が認定する観光景観軸と位置づけ、広域的な観光振興に不可欠なこの景観軸が、大規模な開発や建造物の放置などにより、その景観の継続性が損なわれる場合には、道として、市町村と協働して景観の保全に当たるべきと考えますが、見解を伺います。

○浅野貴博委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 複数の市町村にまたがる広域景観の取組についてであります。道では、広域にわたる良好な景観形成を推進するため、羊蹄山麓7町村の地域を、景観条例に基づき、広域景観形成推進地域に指定し、地域の特性に応じた統一性のある景観づくりが行われるよう、必要な規制の強化を図っているところでございます。

また、新千歳空港の周辺地域におきましては、行政機関や関係団体等が連携して、新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインを策定し、空港へアクセスする沿道景観の向上を図っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、市町村などと連携しこうした取組を進め、広域的な景観形成に努めてまいります。

○**広田まゆみ委員** 指摘をして最後にしますけれども、観光景観軸というのは、例えば、河川だとか幹線道路等、皆さんが担当しているところですよ。そういう連続する地域を大事な景観としてしっかり位置づけていく、その景観を形成する要素を類型別にして、これは全国の自治体ではもう既に例がありますけれども、景観軸、景観拠点、景観ゾーンとして整理して、道としては、段階的にでもいいですから、早急に、この広域的な景観形成において道の役割を具体的に図るということをされるべきだと私は思います。それによって、道路とか河川の維持補修の財源の確保の在り方が変わる可能性があります。

真面目に道路とか河川を改修しているだけでは、社会資本、インフラの整備はなかなか維持できないと思います。段階的にでもいいですので、早急に御検討いただきますよう強く指摘を申し上げまして、質問を終わります。

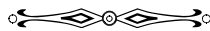
○**浅野貴博委員長** 広田委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩



午後1時1分開議

○**武田浩光副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 水産林務部所管審査

○**武田浩光副委員長** これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

植村真美君。

○**植村真美委員** それでは、水産基盤整備事業について質問させていただきます。

本道の水産業は、国内外に安全、安心な水産物を安定的に供給する重要な役割を担っておりますが、海洋環境の変化による影響や、漁村においては全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行しており、地域の活力が低下するなど、厳しい状況に置かれております。

漁業生産の減少は地域経済に大きな影響を及ぼすことから、持続可能な漁業生産を確保するための漁場の整備や、水産物の流通拠点となる漁港といった生産基盤の整備を着実に進めていくことが重要です。道では、水産基盤整備事業によって漁場や漁港の整備を実施していると承知しておりますが、これらの取組状況について、以下、伺います。

まず初めに、漁場整備についてですが、近年、地球温暖化などによって海洋環境が大きく変化し、地先資源の水揚げが不安定となっているほか、これまであまり漁獲されていなかった魚種の来遊が増加するなどの状況が続いており、それらに対応した漁場の整備が必要と思いますが、令

和6年度の実績と取組内容について伺います。

○武田浩光副委員長 漁場事業担当課長坂本達彦君。

○坂本漁場事業担当課長 漁場の整備についてであります。令和6年度の水産物供給基盤整備事業における漁場整備は、14地区70漁場で実施しており、その決算額は84億6000万円となっております。

このうち、地先資源の増殖場については、日本海宗谷地区などにおいて、近年の海水温上昇に伴い、ウニの活動時期が延びており、翌年度の餌となる秋以降に岩盤などに付着し発芽したばかりの昆布を食べてしまい、餌不足が生じていることから、高級食材であり貴重な地先資源であるウニの増殖場の造成に向け、ウニが海藻を食べる力が弱まる流速を確保するなど、3地区4漁場で海水温の上昇に対応した整備を実施しております。

また、津軽海峡地区などでは、近年、来遊が増加しているブリの漁獲効率を上げるため、ブリが集まりやすい高さの魚礁を設置し、海洋環境の変化に対応した漁場の整備に取り組むなど、2地区6漁場において近年の来遊増に対応した整備を行っているところでございます。

○植村真美委員 近年、気候変動に伴って自然災害が激甚化、頻発化しており、これに対応した漁港の整備が必要と考えますが、令和6年度の実績と取組内容について伺います。

○武田浩光副委員長 漁港漁場課長梅津健夫君。

○梅津漁港漁場課長 漁港の整備についてであります。令和6年度の水産物供給基盤整備事業における漁港整備は、149漁港で実施しており、決算額は192億4000万円となっております。

このうち、自然災害に対応した整備としては、猿払村知来別漁港などにおいて、地球温暖化で勢力が増大した低気圧の影響により防波堤を越える波が増加していることから、10漁港で防波堤の延伸やかさ上げを行っています。

また、乙部町乙部漁港などでは、漁港内に大量の砂が堆積することにより漁港利用に支障を及ぼしていることから、漂砂解析シミュレーションを活用し、3漁港で防砂堤の延伸を行っています。このほか、鹿部町本別漁港など113漁港において、老朽化した施設の長寿命化対策を行っています。

○植村真美委員 漁場や漁港といった生産基盤の整備は、持続的な漁業の発展には欠かせないものというふうに考えます。

昨今の海洋環境の変化を踏まえまして、漁場及び漁港の整備を着実に実施しているとの答弁でございましたが、今後どのように水産基盤の整備に取り組んでいくお考えなのかを伺います。

○武田浩光副委員長 水産基盤整備担当局長渡辺早人君。

○渡辺水産基盤整備担当局長 今後の対応についてでございますが、漁業生産の場として、水産資源の増殖を促進し、豊かな水産資源の生育環境を保全、創造する漁場の整備と、水産物の流通拠点や災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している漁港の整備は、水産業の持続的な発展に欠かせない極めて重要な対策と認識しております。

このため、漁場につきましては、海洋環境の変化に対応した増殖場の造成や魚礁の設置により

水産資源の生産力の向上が図られるよう、また、漁港につきましては、激甚化、頻発化する自然災害にも対応した水産業を支える持続的な流通基地となるよう対策を進めるなど、漁場と漁港の一体的な整備を推進する必要があります。

道といたしましては、引き続き、国に対し、予算の確保や事業の拡充の働きかけを行いますとともに、今後も、海洋環境の変化や災害リスクへの対応を強化することにより、水産業の成長産業化が図られるよう、漁場と漁港の計画的、効率的な整備を一層進めてまいります。

以上でございます。

**○植村真美委員** 大分、気象状況も変わってきているところもありますので、ぜひ、そういったことにも迅速に対応できるような見通しと、各地域とのコミュニケーションを取りながら方向性を決めていただきたいというふうに思っているところであります。

続きまして、消費拡大についてお伺いしますけれども、本道は全国を代表する水産物の生産地であり、四季折々に新鮮な水産物が水揚げされ、日常の食生活におきましても道産水産物は重要な役割を担っているというふうに思います。

国の水産白書によりますと、国民1人当たりの魚介類の年間消費量は減少傾向にある一方で、肉類は増加しており、魚介類との差は拡大し続けている状況であるというふうに聞いています。魚離れに歯止めをかけるためにも、道産水産物の消費対策は重要だと考えますが、これまでの取組状況について、以下、伺います。

道産水産物の漁獲量は、海洋環境の変化などによりまして、アキサケなどの水揚げが減少する一方で、ブリやマイワシ、ニシンは増加していると聞いていますが、これら増加傾向にある魚種の漁獲量は、10年前と比較してどのようになっているのかを伺います。

**○武田浩光副委員長** 水産食品担当課長小寺一史君。

**○小寺水産食品担当課長** 増加傾向にある魚種の漁獲量についてであります。北海道水産現勢によると、ブリの平成26年の漁獲量は8500トンでありましたが、10年後の令和6年の速報値では1.9倍の1万6400トン、マイワシは、平成26年が4万8300トン、令和6年の速報値では5倍の24万トン、ニシンは、平成26年が4400トン、令和6年の速報値で4.8倍の2万1100トンとなり、いずれの魚種も、近年、漁獲量が大幅に増加しています。

**○植村真美委員** 国内全体では魚介類の消費量は減少傾向が続いておりますが、本道における消費量がどのように推移しているのかを伺います。

**○小寺水産食品担当課長** 魚介類の消費量の推移についてであります。平成12年に開始された現行の統計方法による家計調査年報によると、道内の2人以上の世帯における生鮮魚介類の年間購入数量は、平成13年の52.1キログラムをピークに減少を続け、26年は29.2キログラムでありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭で食事をする機会が増えたことにより、令和2年には一時的に横ばいになったものの、4年から再び減少に転じ、6年には21.8キログラムとなり、10年前と比較すると25%減少しており、全国平均に比べ、購入数量は1.2倍と多いものの、全国と同様に減少傾向にあります。

○植村真美委員 本道の主力魚種でありますアキサケなどの生産量が減少しておりますが、これらの魚種が食卓に上る機会が減少することで、道内でもさらに魚離れが進むのではないかと懸念しているところであります。

一方で、ブリやマイワシ、ニシン以外にも、フグの水揚げ量が全国1位になったことが報道されましたように、漁獲量が増加している魚種もあります。

近年、道は、道産水産物需要拡大事業の実施によりまして、こうした魚種の消費拡大に取り組んできているというふうに承知しておりますが、令和6年度はどのような点に重点的に取り組んできたのか、消費状況など、どのような成果があったのかを伺いたと思います。また、今後の対応につきましても伺います。

○武田浩光副委員長 水産林務部技監藤田瑞代君。

○藤田水産林務部技監 令和6年度の取組状況などについてでございますが、道では、漁獲が増加している魚種の有効活用を図るため、道民の皆様にご食べていただく機会を増やすことが特に重要と考え、ブリやマイワシ、ニシンを提供する料理フェアを、前年度の316店舗から427店舗に拡大し開催したほか、家庭向けの簡単でおいしくできる料理レシピを道内量販店での配布やSNSなどを活用し発信したところでございます。

こうした取組によりまして、札幌市中央卸売市場において、ブリやニシンの令和6年の取扱数量は5年前と比較して10%以上増加したほか、料理フェアの来店者からは、おいしく食べられた、我が家の食卓に出したいなどの評価を受け、参加店舗からは、人気があり、今後も続けたいなどの御意見を多数いただいたところでございます。

道といたしましては、マフグをはじめ、漁獲が増加している魚種の生産や加工、流通に係る課題を把握するため、引き続き、試験研究機関や漁協、市場関係者と意見交換を行っていくほか、家庭や外食において需要を喚起する取組を継続し、道産水産物の消費拡大に努めてまいります。

○植村真美委員 沿岸沿いのお母さんたちが加工品をつくっているところでも、今、かなり食べやすさを追求した商品も増えていきますので、そういったところと連携し、さらにPRも行っていたきながら、ぜひ食卓に魚がたくさん並ぶようにしていただきたいと思っています。

続きまして、赤潮対策についてでございますが、令和3年9月に太平洋沿岸で、有害プランクトンでありますカレニア・セリフォルミスにより赤潮が確認されてから4年が経過しまして、その被害額は、令和6年9月末時点で約110億円となっております。

道では、令和4年7月に策定いたしました北海道沿岸の赤潮被害に関するロードマップに基づきまして、国の事業などを活用しながら、赤潮発生予察手法の開発など、被害軽減に向けたモニタリング体制の構築に取り組むとともに、漁業生産の回復に向けまして各種対策を進めていると承知しておりますけれども、これまでの取組状況などを伺います。

まず、道では、国の環境・生態系保全緊急対策事業により、漁場環境の回復に向けた漁業者などの取組に対し支援していると承知しておりますが、令和6年度の実績とこれまでの取組で得られた成果について伺います。

○武田浩光副委員長 先端技術担当課長大島淳一君。

○大島先端技術担当課長 環境・生態系保全緊急対策事業についてであります。令和6年度は、37の活動組織が、放流したウニの種苗の生存率調査や、漁具を用いたツブ、タコの分布状況調査など、73件の取組を実施しており、総事業費は17億7865万円で、うち12億4505万円を国が、残り5億3360万円の2分の1に当たる2億6680万円を道が支援しております。

これまでの取組によりまして、放流したウニ種苗の順調な生育が確認されるなど漁場環境に回復の傾向が見られますほか、ミズダコなどの漁業生産量は赤潮被害前の水準まで戻りつつあります。

○植村真美委員 道では、赤潮に関するモニタリング調査などを実施していると承知しておりますが、令和7年度における赤潮の発生状況と被害状況について伺います。

○武田浩光副委員長 森林海洋環境課長佐野弥栄子君。

○佐野森林海洋環境課長 赤潮の発生状況などについてであります。道では、令和4年2月から定期的に実施しております全道16海域での赤潮プランクトンのモニタリング調査に加え、随時、全道で赤潮発生の監視を行っております。

今年度は、令和3年度の赤潮被害の原因となったカレニア・セリフォルミスは検出されていないものの、カレニア・ミキモトイなど、その他の有害プランクトンによる赤潮が5件、無害プランクトンによる赤潮が道東を中心に広域的に発生した1件を含む6件、合計11件の赤潮が発生しましたが、いずれも漁業被害は確認されておられません。

○植村真美委員 そのカレニア・セリフォルミスによります赤潮被害が甚大であったことから、被害の防止、軽減に向け、カレニア・セリフォルミスによります赤潮発生メカニズムの解明と発生予察手法の開発が必要だというふうに考えます。

道は、これまで試験研究機関と連携しまして調査研究を進めてきておりますが、これまでに得られた研究成果について伺います。

○佐野森林海洋環境課長 研究成果についてであります。道では、国の北海道赤潮対策緊急支援事業を活用し、国や道の試験研究機関と共同で調査研究に取り組んでおり、衛星データを用いた広域監視と、従来の顕微鏡による検査と比較して、低密度の段階でも高精度で検出できる遺伝子分析を組み合わせ、カレニア・セリフォルミスによる赤潮の発生を予測する手法を開発しているところです。

また、カレニア・セリフォルミスの特性としまして、生存できる水温の幅が広く、低水温下でも赤潮を形成する能力を有することや、他のプランクトンとの競合において大きな優位性を持つことのほか、死滅後も底生生物に有害な影響を及ぼし得ることなども判明しております。

道といたしましては、引き続き、試験研究機関と連携し、早期に赤潮を察知できるよう、衛星画像解析や遺伝子分析など得られた成果を活用し、モニタリング手法の実証などに取り組んでまいります。

○植村真美委員 令和3年9月に道東太平洋沿岸におきまして大規模な赤潮が発生してから、各

種取組によりまして発生のメカニズムの解明が進められますとともに、漁場環境の回復が一部で見られるなど一定の成果が得られているところではありますが、一部の地域では、ツブなど、いまだ生産回復に至っていない魚種もあると聞いています。

道内において被害はないものの、赤潮の発生が続いていることから、赤潮対策を継続していくことが必要だというふうに考えますけれども、今後の道の取組について伺います。

○武田浩光副委員長 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監 今後の対応についてでございますが、令和3年の赤潮発生から4年が経過し、この間、地域の漁業者の方々は、漁場環境の回復に向けた調査等に取り組み、道としても、国や市町と連携してこれらの活動を支援してきたところであり、ウニについては順調な生育が確認されているものの、ツブについては一部海域では回復に至っていないことから、道といたしましては、引き続き、漁業生産の回復に向け取り組む必要があると認識してございます。

また、発生リスクに備え、被害軽減につなげるため、全道16海域でのモニタリングや原因プランクトンの特性の研究を国や道の研究機関と連携して行ってきたところであり、得られた成果を活用し、迅速で精度の高い赤潮プランクトンの監視体制の構築などに取り組む必要がございます。

このため、道といたしましては、引き続き、国に対して漁業生産を回復させる取組や発生予察技術の高度化などに対する支援と予算の確保を要望するとともに、試験研究機関や漁業関係者などとの連携の下、各種対策を総合的に進めてまいります。

○植村真美委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、スマート林業について伺います。

本道のトドマツやカラマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、道では、全国に先駆けまして、森林の管理、伐採、木材利用など様々な分野でのICTなどの新技術を幅広く利用する、北海道らしいスマート林業の実現に向け、スマート林業推進方針を令和3年に策定し、森林づくりの省力化、効率化を進めてきたものと承知しております。以下、進捗状況などを伺ってまいります。

道では、方針策定後、どのような取組を行ってきたのか、現在の取組状況について伺います。

○武田浩光副委員長 成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長外岡雄一君。

○外岡成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長 これまでの取組状況についてでございますが、令和3年3月に策定した北海道スマート林業推進方針に基づき、道のほか、市町村や森林組合、民間事業者などで構成する協議会が中心となり、令和2年度から、国の事業を活用しながら、道内各地域において、ドローンや衛星画像等による森林資源の把握や、リモコン式の機械による植林や下草刈り、ICTハーベスタのデジタルデータを活用した原木の流通についての実証を行うとともに、令和5年度からは、道独自でICT機器等の導入支援に取り組んできたところでございます。

【第2分科会 11月10日 第3号】

こうした取組により、ICT機器を活用することで森林作業や原木流通の省力化、効率化が確認できたほか、令和5年度、6年度の2年間で、58の事業体においてリモコン式下草刈り機械や林業用ドローンなどの機器の導入が図られたところがございます。

○植村真美委員 これまで、スマート林業の実証を進める中で、様々な課題があったのではないかというふうに思います。

これまでの実証で明らかになった課題とその対応について伺います。

○外岡成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長 実証で明らかになった課題についてであります。これまでの取組により、先進技術を幅広く活用し、各分野のデジタルデータをつなぐことにより、森林作業等の効率化や省力化が確認できた一方、森林整備や木材生産を担う林業事業体や木材を受け入れる製材工場からは、ドローンなどのICT機器は取得データの分析や活用が難しい、下草刈り機械の幅が現場に合わない場合がある、デジタルデータでの原木受入先が見つからないなど、スマート林業の社会実装に向けた課題も指摘されているところがございます。

このため、道では、引き続き、協議会と連携しながら、現場の作業に即した分かりやすい活用マニュアルを作成するほか、省力化が期待できる機械作業に適した植林方法の提案や、デジタルデータによる原木取引のメリットの周知などに取り組む必要があると考えております。

○植村真美委員 そうした取組の成果を速やかに普及していくためには、道内各地で技術の普及や人材育成を進める林業普及指導員の役割は重要であるというふうに思います。

スマート林業の技術などの普及に向けまして、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○外岡成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長 スマート林業の技術の普及についてであります。道では、全道の森林室等に配置している林業普及指導員が中心となって、協議会と連携し、道総研林業試験場や森林管理署等の協力を得ながら、道内各地で、市町村や森林組合等林業事業体を対象に、これまでの実証成果を踏まえた普及に取り組んでいるところがございます。

具体的には、ドローンや地上レーザー計測による森林資源の把握や、リモコン式の機械による下草刈り作業などについて、具体的な活用場面を想定した分かりやすい実習等を行うとともに、ICTハベスタが取得した木材の生産データを活用した取引の成功事例を紹介する報告会を開催するなど、人材の育成や意識の醸成を図るための取組を進めているところがございます。

○植村真美委員 森林づくりを担う人材が不足する中で、森林資源が充実し、伐採後の植林など事業量の増加が見込まれています。こうした状況に対応しながら持続可能な森林づくりを進めるには、資源把握から木材生産、植林など様々な分野において、実証成果を生かし、現場への導入を積極的に進め、これまで以上にスマート林業を推進していくことが重要だというふうに思います。

道として、今後どのようにスマート林業を振興していくのか、お伺いいたします。

○武田浩光副委員長 森林海洋環境局長土屋禎治君。

○土屋森林海洋環境局長 今後の取組についてであります。豊かな森林資源に恵まれた本道に

において、限られた労働力で林業・木材産業の持続的な発展を確かなものとしていくためには、事業者の方々とスマート林業の目指す姿を共有しながら、新たな技術の普及と定着に取り組むことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、森林の管理から植林、伐採、流通までの各分野における効率化、省力化に向けまして、実証の成果や明らかになった課題を踏まえ、AIやDXなどの新技術も活用したスマート林業の将来像や展開方向などを示す新たな推進方針を年度内に策定するとともに、協議会と連携しながら、スマート林業を担う人材の育成や、デジタルデータを活用した原木の流通の仕組みの周知に取り組むなど、林業・木材産業関係者の意識醸成を図りながら、森林資源の循環利用を推進してまいります。

**○植村真美委員** やはり、各市町村において技術者が少なくなっていること、それから、各地域の企業のやりたいことのモチベーションと大分、差が出てきているところもあるというふうに感じています。ですから、各市町村の職員だったりとか、各企業の人材不足もそうなのですが、もう少し広域的に人材のやりくりができないか、道としては、しっかりとコーディネートというか、調整役をしていただきたいということを加えて要望いたします。

続きまして、ナラ枯れについてでございますけれども、カシノナガキクイムシが持ち運ぶ病原菌により、ミズナラなどが枯死するナラ枯れが令和5年に道内で初めて確認されたため、道では、国や市町村、試験研究機関などが参画する対策会議などの意見を踏まえまして、北海道ナラ枯れ被害対策基本方針を令和7年3月に策定し、被害地域の拡大を抑える対策に取り組んできたというふうに思っております。

以下、関連して伺ってまいります。道では、森林保護事業によりカシノナガキクイムシの被害防止対策に取り組んできておりますが、令和6年度の執行状況について伺います。

**○武田浩光副委員長** 森林整備課長笹岡英二君。

**○笹岡森林整備課長** 森林保護事業の執行状況についてであります。昨年度の森林保護事業費の決算額は1242万4000円で、予算額に対する執行率は97.5%となっております。

このうち、カラマツなどの食害を防止する野ネズミ駆除のほか、カシノナガキクイムシ被害防止対策として事業費342万4000円を執行しており、カシナガ生息調査の結果を踏まえたヘリコプターによるナラ枯れ被害木の調査について、松前町、福島町及び知内町の約8600ヘクタールの森林を対象に実施し、被害のおそれがある242か所を確認したところです。

**○植村真美委員** 道内地域のナラ枯れ被害は、令和6年度の3町から、令和7年度には11市町まで拡大していると伺っています。

これまで被害をどのように把握してきたのか、被害状況の推移も併せて伺います。

**○笹岡森林整備課長** 被害状況などについてであります。道では、本州での被害の拡大状況を踏まえ、国や試験研究機関と連携し、令和2年度から、トラップによるカシナガの生息調査を実施しており、調査結果を基に区域を設定し、上空や現地での確認調査を行い、被害把握に努めています。

【第2分科会 11月10日 第3号】

生息調査結果は、2年度は2町で5個体、3年度と4年度は確認されず、5年度は2町で17個体、6年度は4町で119個体、今年度は8市町で1026個体を確認しています。

被害木は、5年度に初めて2町で15本を、6年度は3町で213本を現地調査により確認し、今年度は、被害地域の拡大に影響する可能性が高い被害先端地域を中心に現地調査を行っておりまして、10月17日現在、調査対象311か所のうち159か所の調査を終えたところであり、今月末までに完了させる予定です。

また、急峻地で現地調査ができない箇所などについては、ヘリコプター調査による被害懸念箇所を全て被害木1本として取り扱うこととしており、被害木は、調査の途中ではありますが、同日現在で、函館市など11市町において1637本となっています。

○植村真美委員 ナラ類は森林内に点在しているところでありまして、ナラ枯れの被害の把握や処理など、現場対応には多大な労力と費用を要する状況と認識しております。

関係機関と連携し、被害の拡大防止に向けて対応していくことが必要と考えますが、これまで、被害の拡大防止に向け、どのように取り組んできているのかを伺います。

○笹岡森林整備課長 これまでの被害対策についてであります。ナラ枯れ被害の拡大を防止するためには、被害木を早期に発見し、確実に処理することが重要であり、被害木が初めて発見された令和5年から、道では、国や市町村、試験研究機関などの関係者が参画する対策会議を適宜開催し、被害の調査方法や被害木処理の方法、時期などの検討を行いながら、被害木を伐倒した上で薬剤による薫蒸を行うなど、徹底した処理に取り組んできたところです。

このような中、去年は生息数、被害木ともに増加の傾向が見られ、さらなる被害の拡大が懸念されたことから、市町村や国、業界団体、試験研究機関にも御意見を伺った上で、本年3月に北海道ナラ枯れ被害対策基本方針を策定したところであり、本方針に基づきまして、引き続き、関係者による協力体制の下、カシナガ生息調査と上空・現地調査などによる被害の把握や、被害木の処理のほか、ナラ類の伐採、移動に係る留意事項の周知など、様々な対策を進めているところです。

○植村真美委員 カシノナガキクイムシの生息可能エリアが広がることで、今後もナラ枯れ被害が拡大することも懸念されています。

道として、今後どのような対策に取り組んでいくお考えなのかを伺います。

○武田浩光副委員長 森林計画担当局長立原泰直君。

○立原森林計画担当局長 今後の取組についてであります。道では、被害地域の拡大防止に向けて、国や市町村、試験研究機関が参画する対策会議を年内に開催し、今年度の被害状況を共有するとともに、国、道、市町村が、それぞれ、被害先端地域を中心に、カシナガが羽化、脱出する前の来年5月末までに被害木を適切に処理できるよう進めてまいります。

また、被害の拡大防止には、人為的な被害木の移動に伴う害虫の拡散防止が重要であるため、被害地域においては、カシナガの脱出時期である6月から9月には極力伐採しないことなど、ナラ類等の伐採や移動に関する留意事項を事業者や団体の皆様に周知いたしますほか、引き続き、

道南地域の市町村や森林組合等が参画する説明会を開催するなど、関係者が連携した取組を進めてまいります。

さらには、未被害木の伐採促進に向け、PR資料を作成し広く配布するとともに、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、ナラ類などの広葉樹材の魅力発信を一層進めるなど、未被害木の有効活用にも取り組んでまいります。

○植村真美委員 山で調査する際には、今、ヒグマの出没が相次いでおりますので、そういったことも十分に気をつけながら、事故のないように進めていただきたいというふうに思っています。

続きまして、国土強靱化について伺いますが、本年9月、道内で初めて線状降水帯が確認されるなど、山腹崩壊や土砂流出などの山地災害を未然に防ぐ対策の強化が急務となっています。また、洪水リスクなどを軽減するためにも、適切に森林を維持管理する必要があり、林道はそれを支える重要な施設と認識しております。

近年の激甚化する山地災害などから道民の生命や暮らしを守るため、国土強靱化の取組を進めることが重要であるというふうに考えます。こうした中、国では、通常の公共事業に加え、令和3年度から令和7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、国土強靱化を推進していることから、以下、伺ってまいります。

初めに、治山事業について伺います。

集中豪雨や地震などによる山地災害が激甚化する中、国土強靱化対策として、荒廃山地などの復旧といった治山対策に道はどのように取り組んできたのか、過去5年間の整備状況についても伺います。

○武田浩光副委員長 治山課長羽角修司君。

○羽角治山課長 治山施設の整備状況などについてであります。道では、豪雨や地震等による山地災害から地域住民の生命や暮らしを守るため、地域からの要望や北海道強靱化計画を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間で、土砂の流出を防ぐ治山ダムの整備のほか、崩壊斜面における土留め工の設置や緑化などの復旧・予防対策を計604か所実施するとともに、山地災害防止機能等の高度発揮が求められる保安林の維持、造成や、高潮、津波の減衰効果が高い海岸防災林の整備、治山施設の長寿命化対策など、計598か所実施し、森林の公益的機能を維持増進する治山事業の推進に取り組んできたところでございます。

○植村真美委員 引き続き、計画的に治山事業を進めていく必要があると考えますが、今後の見通しについて伺います。

○羽角治山課長 治山事業の今後の見通しについてであります。道では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、令和18年度までに、土石流等の山地災害の危険度が高い山地災害危険地区382地区において治山施設等を整備する中長期目標を設定し、山地における国土強靱化対策に取り組んでおり、令和6年度までの整備については、目標77%に対し、実績は91%となるなど、これまで順調に整備を進めてきたところでございます。

【第2分科会 11月10日 第3号】

こうした中、国においては、令和8年度から第1次国土強靱化実施中期計画を進めることが閣議決定されたことから、道としては、引き続き、中長期目標の達成に向けて、国への要望を行うなど、必要な予算の確保に努め、荒廃山地の復旧・予防対策等を計画的に実施してまいります。

○植村真美委員 森林の多面的な機能を高度に発揮するためには、森林整備の基盤となる林道施設におきましても、災害に強い林道を整備し、森林整備を計画的に進めていくことが重要と考えますが、過去5年間の整備状況について伺います。

○武田浩光副委員長 路網整備担当課長土井和行君。

○土井路網整備担当課長 林道の整備状況についてであります。近年、集中豪雨などによる山地災害が頻発する中、植林や間伐などの森林施業や管理を適切に進めていくためには、災害に強く、長期間にわたって安全に通行できる林道の整備が重要でございます。

このため、道では、国の予算を活用し、林道の強靱化や長寿命化対策を進めており、令和2年度から令和6年度までの5年間で、366キロメートルの林道を新設したほか、斜面からの落石の防止などの改良工事を16キロメートル、老朽化した橋梁の架け替えや補修等を62路線で実施したところでございます。

○植村真美委員 今後の森林整備を計画的に進めていくためには、必要な路網を効率的に整備していくことが重要と考えますが、今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○土井路網整備担当課長 効率的な路網の整備についてであります。本道では、人工林の多くが利用期を迎え、今後、伐採や伐採後の植林などの事業量の増加が見込まれる中、林業現場では、ハーベスタで伐採し、フォワーダで集材する作業システムの導入が進んでいるほか、スマート林業の進展も見られることから、こうした状況にも対応した路網を整備することが重要でございます。

このため、道では、令和6年度に、林道、林業専用道の線形や勾配など、トラックの走行に活用できる情報を可視化するためのモデルを作成したところであり、今後、こうしたモデルを活用し、国や研究機関などと連携を図り、路網情報を参照し、豪雨等による損壊防止にも配慮した適切な規格や線形で路網を整備する手法や、林業機械や運材用トラックがより効率的に稼働し、生産性を高める路網配置の考え方などを整備方針として取りまとめ、災害に強く、長期間活用できる路網の整備を推進してまいります。

○植村真美委員 国では、今年度、第1次国土強靱化実施中期計画を新たに策定しまして、気候変動に伴い激甚化、頻発化する気象災害などに対しまして、国土強靱化の取組を進めていくこととしております。こうした状況を踏まえまして、道民の安全、安心な暮らしを守るため、治山事業や森林整備の基盤となる林道整備を計画的に進めていくことが必要であるというふうに考えます。

道として、国土強靱化に向け、どのように取り組んでいくお考えなのかを伺います。

○武田浩光副委員長 林務局長加納剛君。

○加納林務局長 今後の取組についてであります。本道では、近年、記録的な豪雨等により、

広範囲にわたる大規模な山地災害が発生しており、荒廃山地等における治山事業の実施はもとより、災害に強い路網を適切に配置し、森林の整備や管理を計画的に進めることなどにより、森林が持つ国土の保全といった公益的機能を高度に発揮させることが重要でございます。

このため、道では、引き続き、防災、減災、国土強靱化のために必要な予算の安定的な確保について、国に対し要望するとともに、危険度の高い山地災害危険地区における治山施設の設置や、津波災害に備えた海岸防災林の整備に加え、効率的かつ適切な森林施業の基盤となる災害に強い林道の整備、さらには、施設の長寿命化を計画的に進めるなど、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、国土強靱化対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○植村真美委員** ただいま、激甚化する山地災害などに備えた防災・減災対策としての治山事業や林道整備事業など国土強靱化の取組について伺ってまいりましたが、森林が持つ災害の防止や環境の保全といった多面的機能が損なわれないよう、森林を適切に管理していくことも、国土強靱化とともに重要だというふうに考えます。

現在、太陽光発電施設の建設などを目的に、林地開発行為の許可を受けないまま森林が伐採されるなど、森林が適切に管理されていないといった事案が続いています。こうした中、道は、市町村の協力の下、転用を目的とした伐採届の実態調査を実施するなどの対応を行っているとは承知しております。そこで、伺います。

伐採届についてですけれども、今回、実態調査の対象となりました、過去3年間の転用を目的とした伐採届の件数や事由につきまして伺います。

**○武田浩光副委員長** 森林計画課長日比野佑亮君。

**○日比野森林計画課長** 伐採届に係る実態調査についてであります。道では、許可を受けずに違法な林地開発が行われていた倶知安町での事案を踏まえ、道内において許可が必要な規模にもかかわらず無許可で林地開発行為が実施されていたものがほかにあるか、用地の転用を目的とした伐採について、本年7月から、市町村の協力の下、調査を行っているところでございます。

今回、市町村から提供を受けた転用を目的とした伐採届については、令和4年度から6年度の3年間分は約1200件となっており、届出に記載されている転用後の用途は、多いものから、太陽光発電設備を含む電力施設用地が約4割、工場や土砂採掘などの事業用地と農業用地がそれぞれ約2割、住宅や宿泊施設などの用地が約1割となっております。

**○植村真美委員** 今回の調査は、ほかの地域でも同様の違法な伐採が行われていないかを確認するものと聞いておりますが、現在の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

また、さきの定例会における我が会派同僚議員の質問に対しましても、違法な伐採、違法な開発の未然防止や、覚知後に迅速かつ実効性の高い対応が取れるように、林地開発に係る事務手続の見直しを行うと答弁をいただいているところでありますが、その後の進捗状況につきましても伺います。

**○加納林務局長** 調査や手続の見直しの進捗状況などについてであります。道では、市町村か

【第2分科会 11月10日 第3号】

ら提供を受けた伐採届のうち、開発許可が必要となる面積に近い届出など約400件につきまして現地での調査を実施しており、現在、順次、確認作業を進めているところでございます。

現地での確認作業は、積雪等を考慮しまして11月末までに終了し、本調査の過程で違反などが判明した場合は、事業者等に対し、速やかに是正措置を講じるよう指導してまいります。

また、林地開発に係る違反行為に対しましては、より迅速かつ実効性のある対応ができますよう、ドローンなどを活用した現地調査の方法や、関係部局との情報共有の手順のほか、行政指導に従わない事業者に対する体系的な指導や、監督処分へ移行する際の具体的な判断基準などを盛り込んだ道の要領等の改正作業についても鋭意進めているところであり、都市計画法など他法令との整合性を図りながら、できるだけ早期に改正できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

**○植村真美委員** 今回も市町村と連携しながらやっていただいているということでもありますけれども、いろいろと話を聞いてみますと、実は、市町村側も、分からないうちにそういった開発行為が進められている経緯もあるということでもあります。事前にそういった意識を高められるように、水産林務部内のコミュニケーションは分かりましたけれども、やはり、庁内のいろいろな関係する部署とも連携しながら、さらに意識を高めていただきたいというふうに思っているところであります。

続きまして、森林環境譲与税についてでございますけれども、温室効果ガスの削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な財源を安定的に確保する観点から、地方自治体に令和元年度から譲与が行われております。譲与税の使途としては、市町村は、間伐などの森林の整備や人材の育成確保、木材利用の促進など、都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用とされております。

このような中、令和6年度から森林環境税の課税が開始され、道民の関心も高まっており、効果的な活用が求められています。

まず、令和6年度の道の森林環境譲与税の活用状況について伺います。

**○日比野森林計画課長** 森林環境譲与税の活用状況についてでございますが、令和6年度における道への譲与額4億9000万円に対し、活用額は4億8000万円で、活用率は98%となっております。

具体的な使途としては、道では、スマート林業の推進など森林整備に対する支援に2億円、北森カレッジの運営など人材育成に1億4000万円を活用したほか、「HOKKAIDO WOOD」ブランドの普及といった木材利用の促進や、市町村の体制強化に向けた相談窓口の設置、木育イベントなど林業・木材産業に関する普及啓発に活用したところでございます。

**○植村真美委員** 道内の市町村においては、手入れが十分に行われていない森林の整備や、地域材を活用した木造公共施設の建設などに譲与税が活用されていると承知しておりますが、面積の約7割を森林が占める本道では、森林整備への積極的な活用が期待されているところであります。

そこで、令和6年度の道内市町村の譲与税における森林整備の活用状況について伺います。

○日比野森林計画課長 道内市町村における活用状況についてであります。道が令和7年5月に実施した調査では、令和6年度の道内市町村への譲与額44億1000万円に対し、活用額は36億5000万円で、活用率は83%となっております。

このうち、間伐などの森林整備には161市町村で19億5000万円が活用されており、これらの事業実績としては、間伐が約4200ヘクタール、植栽が約1500ヘクタール、下草刈りが約8600ヘクタール、森林作業道など林内の路網開設が約5.3キロメートルとなっております。

○植村真美委員 市町村が実施する譲与税を活用した森林整備について、道はどのような支援を行っているのかを伺います。

○日比野森林計画課長 市町村への道の支援についてであります。道では、森林整備に関する市町村職員のスキルアップや事務負担の軽減を図るため、森林環境譲与税を活用し、間伐や植林などの知識や技術の習得に向けた研修会の開催や相談窓口の活用促進、さらには、森林資源情報の取得等を支援する森林統合クラウドシステムの提供などの取組により、市町村が、譲与税を有効に活用し、地域の森林整備を進めることができるよう支援を行っているところでございます。

○植村真美委員 森林整備を進める上で、道が所有する森林情報などを市町村と共有を図り、活用してもらうことが重要だというふうに思います。

道では、森林環境譲与税を活用いたしまして森林統合クラウドシステムを運用しているということですが、本システムの機能と市町村における活用状況について伺います。

○日比野森林計画課長 クラウドシステムの活用状況等についてであります。道では、市町村による森林計画制度の円滑な運用と業務の効率化を進めるため、平成25年度から森林統合クラウドシステムを整備し市町村に提供しており、譲与が開始された令和元年度からは、譲与税を活用し、本システムの充実強化を図っているところでございます。

本システムでは、市町村が市町村森林整備計画を策定する際に、市町村が適切なゾーニングを行うことができるよう、道が保有する森林の位置や面積、樹種などの最新の資源情報を提供する機能や、伐採の期間や箇所など事業者等から受理した伐採届の情報を管理運用できる機能のほか、森林所有者等から申請のあった森林経営計画の認定の可否を自動判定する機能や、補助金の査定を自動計算する機能などがあり、176市町村で本クラウドシステムを導入し、各市町村が、実情に応じ、必要な機能を活用しながら、森林整備に関する事務処理を効率的に行っているところでございます。

○植村真美委員 市町村が、効果的に森林環境譲与税を活用し、森林資源の状況の的確な把握や森林整備を行うためには、林業職などの専門職員が少ない中であっても、容易に業務を行うことができるよう、道がきめ細かく支援すべきだというふうに考えますが、今後どのように進めていく考えなのかを伺います。

○武田浩光副委員長 水産林務部長岡嶋秀典君。

○岡嶋水産林務部長 今後の道の取組についてでございますが、道内の市町村が森林環境譲与税を有効に活用し、森林の整備などを積極的に進めることは、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献

する重要な取組でございます。

このため、道では、引き続き、北森カレッジによる担い手の育成確保やスマート林業の推進など、森林整備を進めるための環境の整備に努めるとともに、相談窓口の活用促進や研修会の開催により市町村職員の知識向上に取り組むほか、活用が進んでいない市町村の課題を把握し、個別に助言を行うなど、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

また、今年度、クラウドシステムを改修し、伐採届の提出者からの報告漏れを防止するため、期限内に報告が提出されていない場合、職員に通知する機能を新たに追加するなど、市町村が業務を適正かつ効率的に行うことができるよう支援をしております。

以上でございます。

○植村真美委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○武田浩光副委員長 植村委員の質疑は終了いたしました。

岡田遼君。

○岡田遼委員 それでは、通告に従いまして、水産林務部に順次質問してまいります。

初めに、項目の1番、漁港の利用と整備について、私からも伺ってまいります。

四方を海に囲まれた本道は、各地において漁業が営まれておりますが、漁獲物の水揚げや漁船の係留などで活用される漁港は、漁業生産に欠かせない施設であり、漁港整備は計画に沿って進められていると承知しております。

一方、私の地元である釧路市釧東漁港においては、経年劣化などに伴う小規模な破損が生じており、漁港の機能を十分に発揮させるには、整備はもとより、適切な施設の維持管理も必要と考えますので、以下、質問をいたします。

まず、漁港利用料についてです。

令和6年度の決算では、漁港利用料が1445万円の減収となっておりますが、過去3年間の漁港利用料の徴収額と令和6年度の漁港利用料の減収要因について伺います。

○武田浩光副委員長 漁港漁場課長梅津健夫君。

○梅津漁港漁場課長 漁港利用料についてであります。直近3か年の漁港利用料の決算額は、令和4年度が3億3782万円、5年度は3億3321万円、6年度は3億2336万円となっており、歳入予算3億3781万円に対し、1445万円の減収となっております。

減収の要因としては、漁港を利用する漁船隻数が減少したことに加え、漁港内に設置された施設の漁港占用料の単価を3年に一度の固定資産税評価額の改定により減額したことなどによるものであります。

○岡田遼委員 決算額では、漁港占用料の単価を減額したことなどありますが、利用隻数の減少に伴い、徐々に漁港利用料が減収しているということでありました。

それでは、漁港利用料の活用方法についてお聞きをいたします。

漁港利用料は、漁港利用の対価として漁業者から徴収されておりますが、どのように使われているのか、伺います。

○梅津漁港漁場課長 漁港利用料の活用方法についてであります。漁港利用料は、道が行う岸壁などの係留施設や漁港道路の補修、消灯した標識灯、照明灯の交換などのほか、漁船などが漁港を利用する際の利用届の收受や利用料の1次収納事務を担う市町村への交付金、施設の損壊や利用上の支障を把握するため、漁業協同組合が巡回点検を行う委託費などに充当しております。

○岡田遼委員 漁港利用料は、主に軽微な維持補修や交付金、委託費などに充当されているということですが、次に、漁港の整備についてお聞きをしたいというふうに思います。

令和6年度における水産物供給基盤整備事業における漁港整備の主な事業概要と実施箇所、及び、主に漁港整備で約9億円の不用額が発生していることが書類審査で分かりましたが、その要因を伺うとともに、不用額の活用方法として漁港維持補修事業に活用すべきと考えますが、道の所見を伺います。

○梅津漁港漁場課長 水産物供給基盤整備事業費についてであります。令和6年度は、猿払村知来別漁港などの、漁港内の静穏を確保するための防波堤の延伸や、浜中町散布漁港などの、漁獲物の水揚げや漁船を係留するための岸壁の整備、鹿部町本別漁港における老朽化した施設の長寿命化対策など、149漁港で整備を実施したところです。

また、不用額は8億5467万円で、主な要因は入札差金であります。その活用につきましては、国の規定により同事業に限られており、漁港の維持管理は、漁港管理者である道が漁港施設管理費により実施しております。

○岡田遼委員 漁港の維持管理は、道が漁港施設管理費により実施しているとのことですが、漁港は、水産業の基盤施設であり、その維持は重要であります。漁港の維持補修を含めた工事については、利用されている漁協などと綿密な協議が必要であり、また、漁港使用料の減収が漁港利用の支障となつてはいけないと考えますが、今後の整備についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○武田浩光副委員長 水産基盤整備担当局長渡辺早人君。

○渡辺水産基盤整備担当局長 今後の対応についてでございますが、漁港は、漁船の安全な係留や水産物の水揚げなど、漁業生産活動や水産物の流通拠点として大きな役割を担っており、安全かつ持続的に利用するためには、施設の機能維持が重要と考えております。

道では、これまで、漁港施設の整備や補修に当たっては、利用者であります漁業者と漁港の利用方法や工事の実施時期などについて協議、調整を図った上で実施してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、漁港利用料の収入確保に努めますとともに、引き続き、職員の定期的なパトロールにより施設状況の把握に努め、関係者の意向を伺いながら、必要な道路舗装や側溝などの補修を行いますほか、照明器具のLED化等により管理の省力化や効率化に取り組むなど、漁業者が安全かつ円滑に漁港を利用できますよう、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○**岡田遼委員** 漁港の適切な維持管理の重要性は、単に漁業者の利便性を保つということだけではなく、安全な漁業活動の基盤確保、地域経済と雇用の維持、防災、減災の拠点、食料安全保障など、多方面にわたって非常に大きな意義があります。漁港施設の多くで老朽化が進んでいる状況であり、私の地元の釧東漁港桂恋地区においても多くの声を聞いているところであります。漁業者が安全かつ安定的に持続可能な操業ができる環境を守るために、さらなる維持管理の推進が必要であると指摘をしておきたいというふうに思います。

それでは、項目を移しまして、2番目の道産水産物輸出拡大についてお聞きをいたします。

アメリカは、本年8月から相互関税として日本に対して15%を課しており、また、令和5年から続く中国による日本産水産物の輸入停止は、本年5月に日中両政府での合意を受け、日本産水産物の輸出が再開されることになったものの、ようやく先日動きがあったそうですが、課題があるとの報道も出ており、水産物の輸出を取り巻く環境は予断を許さない状況になっているところであります。本道の水産業の振興を図るためには、さらなる輸出の拡大を進める必要があると考えており、道としてどのように取り組んでいくのか、以下、質問をいたします。

まず、令和6年の輸出額や輸出先、輸出品目についてお聞きをしたいというふうに思います。

道内港からの道産水産物の輸出額は、令和4年に過去最高の833億円となったところですが、令和5年8月以降、中国の日本産水産物輸入停止措置によって輸出額は減少していると承知をしていますが、昨年の道産水産物の輸出額や輸出先、輸出品目について伺います。

○**武田浩光副委員長** 水産食品担当課長小寺一史君。

○**小寺水産食品担当課長** 令和6年の道産水産物の輸出についてであります。財務省の貿易統計によると、令和6年における道内港からの水産物・水産加工品の輸出実績は568億円、主要国別には、ベトナム向けが156億円、米国向けが142億円、香港向けが60億円、主要品目別には、ホタテガイが414億円、ナマコが46億円、サケ・マスが45億円となっています。

○**岡田遼委員** それでは、令和6年度道産水産物輸出拡大推進事業の取組内容と成果についてお聞きをしたいというふうに思います。

道では、道産水産物の輸出の回復に向け、北海道食の輸出拡大戦略で道内港からの道産水産物の目標額を800億円として、道産水産物輸出拡大推進事業により道産水産物の輸出促進に取り組んでいると承知をしておりますが、この事業の取組内容と成果について伺います。

○**小寺水産食品担当課長** 取組内容と成果についてであります。令和6年度の道産水産物輸出拡大推進事業では、輸出先国の多角化や輸出品目の拡大などに取り組んでおり、米国でホタテガイやアキサケ製品等のプロモーションのほか、シンガポールで活貝の飲食店フェアやシェフ等との意見交換、台湾や香港での加工品の販促キャンペーンを実施するとともに、オーストラリアや東南アジアで道漁連が実施する販促活動への支援を行いました。

米国の量販店では、用意した製品がほぼ完売したほか、シンガポールの飲食店では50食を超えるオーダーを受けるなど、様々な国の多くの消費者に道産水産物の味や品質を直接体験してもらい、アンケート調査で高い評価を得ました。

こうした取組により、北海道ブランドとしての認知度向上が図られたことに加え、今後の事業展開に向け、協力いただいた飲食店や量販店から、直接、現地のニーズやトレンド、課題を把握できたことは、今後につながる成果と考えています。

○**岡田遼委員** それでは、アメリカによる相互関税や中国の輸入再開の課題と今後の取組、方向性についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

アメリカによる相互関税15%が開始をされ、さらに、中国向けの輸出においても、先日、一部再開の報道もあったところではございますけれども、それぞれどのような課題があるのか、また、今後、道としてどのように輸出拡大に取り組んでいくのか、伺います。

○**武田浩光副委員長** 水産林務部技監藤田瑞代君。

○**藤田水産林務部技監** 昨今の課題と今後の取組についてでございますが、米国向けの道産水産物の輸出額は、本年6月以降、前年同期に対して減少が続いており、道内事業者の皆様からは、米国内での消費の落ち込みを懸念する声を伺っておりますほか、日本産水産物の中国向け輸出は、必要な事務手続が完了次第、再開されることで合意されたものの、中国政府による施設の再登録が滞っている状況でございます。

道といたしましては、引き続き、米国関税による影響の把握に努めますとともに、米国内の新市場獲得に向け、プロモーションを行い、新たな消費を喚起してまいります。

また、中国への迅速かつ円滑な輸出再開に向け、水産加工施設情報の再登録などが円滑に進むよう国に働きかけますとともに、各国の政治経済動向が及ぼすカントリーリスク等を意識しながら、輸出先国の多角化や品目の拡大の取組を進めることにより、道産水産物の輸出拡大に取り組んでまいります。

○**岡田遼委員** 道内港からの道産水産物の輸出額状況は、令和4年から昨年を比較すると265億円の減少となっているところであります。中国による日本産水産物の輸入停止以降、ベトナムやアメリカ、香港、タイなどで輸出額が伸びているところではありますが、さらに、特定品目や国、地域に偏らないリスク分散、また、輸出先国の規制などに対応した取組を進めていかなければなりません。道において、さらなる海外販路の開拓やブランド戦略の推進、輸出品目の拡大、高付加価値化の向上に向けた取組を推し進める必要があるというふうに指摘をして、この質問を終わりたいというふうに思います。

次の項目に移ります。

3番目の森林環境譲与税について、こちらもちよっと重複をいたしますが、伺ってまいりたいというふうに思います。

令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として森林環境譲与税の譲与が始まり、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして森林経営管理制度がスタートしました。森林環境譲与税は、市町村の森林の整備や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進などの取組に活用されており、都道府県においては市町村の支援等に関する費用に充てられていると認識しておりますが、以下、質問をしていきたいというふうに思います。

【第2分科会 11月10日 第3号】

まず、道の活用状況についてです。

令和6年度に、森林環境譲与税の譲与基準については、私有林人工林面積の譲与割合を増やし、人口の譲与割合を減らす見直しが行われたことで、道への譲与も増額したと認識しておりますが、令和6年度の森林環境譲与税の道への譲与額と活用状況について伺います。

○武田浩光副委員長 森林計画課長日比野佑亮君。

○日比野森林計画課長 道の譲与税の活用状況などについてであります。令和6年度に道に交付された譲与税は4億9000万円で、この活用額は4億8000万円、活用率は98%となっております。

具体的な用途としては、道や市町村が森林資源情報を活用するためのクラウドシステムの改修、運用や、採種園12施設におけるクリーンラーチの種子の増産に向けた管理に対する支援など、市町村における森林整備の推進に2億円を活用したほか、北森カレッジの運営など担い手の育成確保に1億4000万円、14の民間施設における道産木材を使ったモデル的な整備への支援などの木材利用や、植樹イベントといった森林づくりの普及啓発に1億4000万円を活用しております。

○岡田遼委員 次に、市町村の活用状況についてお聞きをしたいというふうに思います。

令和6年度の譲与基準の見直しは、私有林人工林面積が多い道内の市町村においては、森林を持続的に生かす重要な見直しだったと認識しております。

そこで、令和6年度の道内市町村の譲与額と活用状況について伺います。

○日比野森林計画課長 道内市町村における活用状況についてであります。国の調査に合わせて道がまとめた調査では、令和6年度の道内市町村への譲与額は44億1000万円で、その活用額は36億5000万円、活用率は83%となっております。

具体的な取組としては、間伐や林内路網の開設など森林整備に19億5000万円と最も多く活用されているほか、役場庁舎など木造公共施設の整備や木製遊具の設置など木材利用に8億4000万円、森林の魅力を感じてもらおうワークショップの開催など森林づくりの普及啓発に4億6000万円、就労環境の改善や新規就業者の雇用に対する支援など担い手の育成確保に3億9000万円が活用されております。

○岡田遼委員 市町村においても活用率は83%と、大分、活用が進んできたのかなというふうに思いますけれども、この項目の最後に、市町村への支援についてお聞きをしたいというふうに思います。

利用期を迎えた人工林資源の有効活用を図るためには、森林環境譲与税を財源とする市町村独自の森林整備等の取組や、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を推進する必要があり、市町村が地域の実態に即して適切かつ柔軟に森林整備を進めていくためには、専門的な知見を含め、中長期的な視点に立った支援が必要と考えますが、市町村の体制整備に対する道の支援についてはどのように進めていくのか、伺います。

○武田浩光副委員長 森林計画担当局長立原泰直君。

○立原森林計画担当局長 市町村への支援についてであります。道内の市町村においては、林業の専門的知識を有する職員が少なく、森林経営管理制度などを活用し、手入れが行き届かない森林の適切な整備を進めるためには、市町村職員の林業に関する知識や技術の向上を図るとともに、事務負担の軽減に向けて支援を行うことが重要であります。

このため、道では、森林の管理や施業に関する市町村職員向けの研修会の開催や、市町村への訪問による森林経営管理制度の理解の促進のほか、森林統合クラウドシステムの整備、提供による支援に加え、市町村が独自に事業を創設する際の企画立案から実施までのきめ細かなアドバイスを行っており、今後とも、こうした取組により地域の実情に応じた森林整備が着実に進むよう継続的に取り組んでまいります。

○岡田遼委員 森林環境譲与税は、森林整備のための貴重な恒久財源であり、地域が主体的に森林や環境を守る仕組みとして期待されているものであります。今、道内でも、森林の荒廃や間伐遅れ、林業従事者の減少、高齢化が進んでいる状況であり、森林環境譲与税のさらなる有効的な活用は、森林整備や担い手確保、市町村の地域実態に応じた事業などに寄与するものであります。

しかし、市町村では、職員、専門人材が不足をし、活用計画や管理が十分にできないケースもあり、答弁でも、林業に関する知識の向上や事務負担の軽減のために取り組むということでもありましたが、さらなる支援をお願いしたいというふうに思います。

最後の項目の4番目、水産林務分野における担い手対策について質問をします。

まず、水産業の担い手対策についてです。

本道の漁業就業者は、減少傾向にあることに加え、高齢化も進んでおります。漁業就業者の減少は、生産基盤の弱体化だけではなく、漁村地域の活力低下を招き、本道の漁業と漁村の持続的発展に悪影響を及ぼす懸念があり、担い手の確保は重要な課題となっております。そこで、担い手確保に向けたこれまでの取組や今後の対応について、以下、質問をしてみたいと思います。

初めに、道内の漁業就業者及び新規就業者の推移についてお聞きをしたいというふうに思います。

本道は、少子・高齢化が進んでおり、漁業においても同様の傾向だと認識しております。

そこで、本道における漁業就業者数はどのように推移しているのか、伺います。あわせて、新規漁業者数の推移についても伺います。

○武田浩光副委員長 水産経営課長住岡理君。

○住岡水産経営課長 漁業就業者数の推移などについてであります。国が5年ごとに水産業を営む全ての世帯や法人を対象に調査を実施している漁業センサスによりますと、本道の漁業就業者数は、平成25年は2万9652人、30年は2万4378人、令和5年は1万9939人と減少傾向にあります。

また、新規就業者数につきましては、道が毎年実施している新規漁業就業者に関する調査では、平成25年は216人でありましたが、直近5年におきましては、令和2年度156人、3年度144

人、4年度128人、5年度138人、6年度121人と減少傾向が続いております。

○**岡田遼委員** 漁業就業者数は平成25年から約1万人減少しているということで、連動して新規就業者数も減少傾向であるということでありました。

それでは、次に、漁業就業促進事業における取組についてお聞きをしたいというふうに思います。

道では、漁業の新規就業の促進を図るため、漁業就業促進事業により、北海道漁業就業支援協議会と連携し、担い手確保対策を進めてきたと承知をしておりますが、どのような取組を行ってきたのか、伺います。

○**住岡水産経営課長** 担い手確保対策についてであります。道では、これまで、北海道漁業就業支援協議会と連携し、漁業就業促進事業により、就業希望者と漁業者とのマッチングを行う漁業就業支援フェアを開催しております。

また、フェアをきっかけに漁業に就業する意向を持った方が漁業者の下で漁労技術を習得する長期研修に対し、研修中のフォローアップや研修の延長への支援を行うなど、漁業就業者の確保に向け、漁業者や関係団体と連携し、担い手確保対策に取り組んできたところでございます。

○**岡田遼委員** それでは、今答弁があった漁業就業支援フェアについて、漁業就業者の確保に向けて漁業就業支援フェアの開催などの取組を進めてきたとのことでございますけれども、これまでの成果と課題について伺います。

○**住岡水産経営課長** 事業の成果と課題についてであります。漁業就業支援フェアは、就業を希望する方が、漁業関係者から仕事の内容や生活環境について、直接、情報を得ることができる機会であり、平成21年に札幌市で第1回を開催して以降、これまでに延べ46回開催しております。

また、フェアにはオンライン参加も可能とするほか、市町村へも出展を呼びかけるなど、就業を希望する多くの方が参加しやすい環境づくりに努め、来場者数は、令和2年度から6年度までの直近5年間で延べ219人となっており、このうち、42人の方が、長期研修を経て、定置網漁業や昆布漁業などに従事しております。

道としては、漁業就業支援フェアの開催は担い手の確保に大きな役割を果たしていると認識しており、さらにフェア来場者数の増加を図ることが必要と考えております。

○**岡田遼委員** 漁業就業支援フェアでは、一定程度、成果があるということが分かりましたけれども、令和2年度から6年度までの5年間で来場者が219人ということで、42人と約5分の1が従事されていることから、分母である来場者を増やす効果的な取組をお願いしたいというふうに思います。

水産業の担い手対策の最後に、今後の取組についてもお聞きをしたいというふうに思います。

漁業の担い手の減少は、生産基盤の弱体化にとどまらず、漁村地域の活力低下につながる深刻な問題と認識しております。

そこで、本道において、漁業就業者の確保に向け、今後どのような取組を進めていくのか、伺

います。

○藤田水産林務部技監 今後の取組についてでございますが、担い手の減少が本道漁業の発展に影響を及ぼす懸念がある中、漁業の担い手となる人材を確保するためには、幅広い層へ就業を働きかけるとともに、新規就業者の定着を図ることが重要と認識をしております。

このため、道では、漁業就業支援フェアの開催に当たり、広告を強化するなど参加者の確保に努めますとともに、漁業の形態や仕事の内容、生活環境などの情報提供の充実や、長期研修で新規就業者を受け入れる漁業者の指導力の向上などに取り組んでまいります。

道といたしましては、今後、こうした担い手確保対策に加えまして、新規就業者が意欲を持って働くことができるよう、漁業現場における就労環境の整備改善や、作業の省力化、効率化に向けたスマート技術の導入を一層進めるなど、将来にわたり、本道の漁業を支える人材の確保育成に取り組んでまいります。

○岡田遼委員 それでは、次に、林業の担い手対策について伺っていききたいというふうに思います。

本道のカラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎え、今後、伐採量や植林面積の増加が見込まれる中、全国を上回るスピードで進む人口減少や少子・高齢化は、林業の担い手確保にも大きな影響を与えております。持続的な森林経営を実現するためには、地域の林業事業者が新規就業者を安定的に確保し、林業の担い手を育成していくことが重要であることから、本道の森林づくりの担い手対策について、以下、伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、森林整備担い手対策推進費についてお聞きをします。

道では、森林整備担い手対策推進費により林業従事者の育成確保に取り組んでいると承知をしておりますが、主な事業概要と執行状況について伺います。

○武田浩光副委員長 林業振興担当課長高松巨樹君。

○高松林業振興担当課長 森林整備担い手対策推進費についてでございますが、道では、本事業により、地域の森林づくりを担う人材の育成確保を総合的に進めており、具体的には、北海道森林整備担い手支援センターなどの関係団体と連携し、森林作業の基礎から現場管理に至る林業従事者の経験年数に応じた体系的な研修の実施や、林業事業者に就労の長期化と通年雇用化を促す奨励金の支給のほか、高校生向けの林業体験学習や、地域の課題解決に向けた研修会の開催といった取組への支援などを実施しているところであり、令和6年度の事業費は、予算額1億548万円に対し、決算額1億408万1000円で執行率は99%となっております。

○岡田遼委員 それでは、事業の成果と今後の課題についてお聞きをいたします。

道では、森林整備担い手対策推進費などにより、体系的な研修や奨励金の支給などを実施しているとのことですが、各種事業を実施し、どのような成果が得られたのか伺うとともに、今後の担い手対策の課題について伺います。

○高松林業振興担当課長 事業の成果と課題についてでございますが、本事業では、平成5年度から、林業従事者の就労環境の改善や知識、技術の習得など、従事者の定着に向けて、必要に応

【第2分科会 11月10日 第3号】

じ、事業内容を見直しながら取り組んでおります。

このような中、道が2年ごとに実施している林業労働実態調査では、就業後1年以内の離職率は、令和5年度は16%と、10年前の26%から10ポイント減少したほか、道内林業従事者の通年雇用の割合は、5年度は67%と、10年前の43%から14ポイント上昇しており、本事業による効果も一定程度あったと考えております。

一方で、道内の人工林は本格的な利用期を迎え、今後、伐採や植林といった事業量の増加が見込まれる中、労働力の不足が懸念されており、林業の担い手を安定的に確保することが喫緊の課題となっているほか、60歳以上の高齢者が占める割合は30%と、10年前からほぼ横ばいで推移しており、若返りを図ることも課題となっております。

○**岡田遼委員** 道内では、林業の担い手不足に加え、若年層の就業と定着が課題となっていることですが、道内の林業従事者の状況と新規就業者数の推移について伺います。

○**高松林業振興担当課長** 林業従事者の状況などについてでございますが、道の調査では、本道の林業従事者数は、令和5年度は4180人となっており、10年前の4254人からおおむね横ばいで推移しております。

また、新規就業者につきましては、平成25年度は145人で、その後、27年度から令和3年度までは毎年180人前後で推移しましたが、4年度から北森カレッジの卒業生が道内で就業したこともあり、5年度には207人まで増加しております。

○**岡田遼委員** 10年前の平成25年度の4254人からおおむね横ばいで推移しているということでありませけれども、平成2年では1万人を超える林業従事者がおり、今は何とかこの数字にとどまっていることが見てとれるところでございます。また、高齢者が占める割合が30%ということですので、この世代の方々が引退したときに従事者がさらに減少してしまう、そういった懸念があるということは、原課のほうも承知しているというふうには思いますけれども、指摘をしておきたいというふうに思います。

それでは、今後の課題と取組についてお聞きをしたいというふうに思います。

林業は、厳しい山間地における作業が続くなど、林業労働災害が多く発生していることなどから、安全の確保はもとより、労働環境の改善に向けた取組が極めて重要であると考えますが、今後の課題と取組について伺います。

○**武田浩光副委員長** 林務局長加納剛君。

○**加納林務局長** 労働環境の改善などについてでございますが、伐採や植林など屋外の厳しい条件下で行われる林業において、新規就業者を安定的に確保し、定着につなげていくためには、安全で安心して働ける環境づくりを進める必要があると考えております。

このため、道では、林業従事者の安全の確保に向け、熱中症対策のための空調服の購入や休憩施設の整備のほか、防護ズボンやヒグマを撃退するスプレーといった装備品の導入に支援を行うとともに、関係団体と連携しまして、労働安全衛生に関するセミナーや、リスクアセスメントの導入に向けた訪問指導を実施するなど、労働安全対策に取り組んでいるところであり、今後も、

引き続き、国や関係団体等と緊密に連携しながら、林業従事者の就労環境の改善や労働災害の発生防止に取り組み、林業の担い手の確保、定着を図ってまいります。

以上でございます。

**○岡田遼委員** それでは、北海道立北の森づくり専門学院についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

道では、先ほど来お話のあった状況を踏まえまして、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、将来的に企業等の中核を担う、地域に根差した人材を育成するため、北海道立北の森づくり専門学院を旭川市に設置しており、学院は、北海道における林業・木材産業の担い手確保に向けた人材育成機関として機能していると承知をしているところでございます。

しかしながら、近年は入学者の確保が難しい状況であるとのことですが、北の森づくり専門学院の入学者の推移について伺います。

**○高松林業振興担当課長** 北森カレッジの入学者数の推移についてでございますが、北森カレッジの1学年の定員40名に対し、入学者数は、開校した令和2年度は34名、3年度と4年度は定員を充足する40名、5年度は34名、6年度は31名で、今年度は18名となっております。

**○岡田遼委員** それでは、管理費についてですが、北の森づくり専門学院管理費は、入学者の安定的な確保や、安心して学べる環境づくり、さらには、道内の林業・木材産業関連企業等への就業などに必要な学院の運営費となっておりますが、執行状況の推移とその財源について伺います。

**○高松林業振興担当課長** 北森カレッジの管理費の推移などについてでございますが、管理費は、校舎の維持管理や生徒募集などのための情報発信に要する経費のほか、北森カレッジにおける授業や実習に要する経費などを計上しており、執行額は、開校初年度の令和2年度は1億1529万3000円、3年度は1億355万9000円、4年度は1億3491万7000円、5年度は1億4239万9000円、6年度は1億5160万8000円となっております。財源は、森林環境譲与税のほか、授業料などの使用料収入や入学検定料などの手数料収入を充当しております。

**○岡田遼委員** それでは、最後に、入学者確保に関わる課題と今後の取組についてお聞きをいたします。

北の森づくり専門学院は、人材育成機関として林業・木材産業の方々から多くの期待が寄せられていますが、近年、入学者数の減少が続いております。

こうした状況において、道では、入学生の確保に向けて、課題をどのように捉え、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

**○武田浩光副委員長** 水産林務部長岡嶋秀典君。

**○岡嶋水産林務部長** 入学者確保に向けた今後の取組等についてでございますが、全国的に高校生の数が減少していることに加え、これまで多くの生徒が入学していた道内の農業高校生の進路が大学や専門学校など多様化をしており、入学者を安定的に確保するためには、北森カレッジの魅力を高めながら生徒の募集活動を強化する必要があります。

【第2分科会 11月10日 第3号】

このため、道では、カリキュラム検討委員会を定期的を開催し、魅力ある実践的なカリキュラムの構築に向け、随時見直しを行うとともに、フィンランドとの交流といった北森カレッジの独自の取組について、SNSをはじめ、移住・交流フェアといったイベントや、最新の空間VR技術を活用した出前授業などを通じて効果的に発信するほか、農業高校に加え、道内外の普通高校へ積極的に個別訪問を行い、生徒や教員、保護者の方々に対し、就職率が高いことに加え、道内への就職後も体系的な研修によるスキルアップができることや、安全で安心して働けるようサポートしていることなど、北森カレッジに進学するメリットをアピールしながら入学生の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○岡田遼委員** 北の森づくり専門学院が開校して5年が経過をし、実習を重視したカリキュラムで、これまで、卒業生約130人の多くは現場で即戦力として活躍しているというふうに伺っているところでございます。

しかしながら、入学者数は、令和3年度と4年度は定員を満したものの、それ以降は定員を割っており、入学者の確保が課題となっております。学院においては、入学者数の増加は林業従事者数の増加というふうに期待されることから、入学するメリットや魅力の発信をしっかりと強化して、危機感を持って取組を進めていく必要があるというふうに指摘したいというふうに思います。

また、人口減少や少子・高齢化が進み、近年においてはどの分野でも人手不足となっている状況でありますけれども、水産林務分野における担い手の減少、高齢化の進行は、地域経済の衰退にとどまらず、環境保全機能の低下や文化の喪失など地域社会全体に及ぶことから、重大な課題であるというふうに思います。

本道の基幹産業である漁業、林業及びその関連業を守るためにも、地域社会そのものを維持する基盤政策と位置づけまして、さらなる担い手対策のために取組を推し進める必要があるということをご指摘いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**○武田浩光副委員長** 岡田委員の質疑は終了いたしました。

池本柳次君。

**○池本柳次委員** それでは、通告に従いまして、森林環境譲与税について、以下、質問してまいります。

最初に、気候変動対策の一環として設けられました、森林整備や保全のために国が地方自治体に配る森林環境譲与税に関しまして、制度が始まりました2019年度と2020年度に市町村へ配分された資金の54%に当たる約272億円が使われずに基金に積み立てられておりました。道内では、179市町村に配分された森林環境譲与税の総額38億3300万円のうち、活用された額は40%の15億2000万円にとどまり、残る60%が基金に積み立てられたものと認識しております。そこで、以下、伺ってまいります。

最初に、森林環境譲与税の活用状況について伺います。

こうした状況を生んだ背景には、森林環境譲与税の制度開始当初から、森林資源が乏しく人口の多い都市部が優遇されていたために森林整備への活用が進まず、森林が多く配分が少ない地域に対して重点配分するよう、制度変更を求める声が大きくなっていったと認識をしております。

そこで、譲与開始から6年が経過した現在、都道府県への配分も含めた全国的な森林環境譲与税の活用状況と、道分を含めた道内分の活用状況について伺います。

○武田浩光副委員長 森林計画課長日比野佑亮君。

○日比野森林計画課長 譲与税の活用状況についてであります。譲与が開始された令和元年度以降の市町村分と都道府県分を合わせた譲与額、活用額、活用率は、全国分については、国の調査で5年度分まで公表されており、元年度は、200億円に対して96億円で48%、5年度は、500億円に対し464億円で93%となっております。

また、道内分については、国の調査に合わせて道が取りまとめ、6年度分まで公表しており、元年度は、15億4000万円に対し5億6000万円で36%、5年度は、37億8000万円に対し38億2000万円で101%、6年度は、49億円に対し41億2000万円で84%となっております。全国、北海道ともに着実に活用が進んでいる状況でございます。

○池本柳次委員 次に、使途について伺ってまいりたいと思います。

令和6年度からは、配分額の考え方を変更しまして、より森林が多い地域に譲与税が配分されることになるとともに、市区町村におきまして、個人住民税均等割と併せて1人年額1000円が課税された森林環境税の収入が原資となったことで、道民の皆さんの間にも関心が高くなっているものと考えているところであります。

そこで、全国の使途別の活用状況と比較して、道内ではどのように活用されているのか、直近の状況について伺います。

○日比野森林計画課長 譲与税の使途についてであります。比較可能な令和5年度における全国と道内分の譲与税の活用額を使途別に見ますと、全国では、間伐等の森林整備が276億円で、活用額全体に占める割合は59%、担い手の育成確保が75億円で16%、木材利用や普及啓発が113億円で24%に対し、道内分は、森林整備が19億8000万円で52%、担い手の育成確保が6億6000万円で17%、木材利用や普及啓発が11億7000万円で31%と、いずれも森林整備が5割以上を占めるなど、おおむね同様の傾向にあります。

○池本柳次委員 次に、保水力を高める森林づくりについて伺います。

森林環境譲与税の使途の中には木材利用があることから、一定程度、活用が進んできている状況もあるかとは思いますが、最も重要な使途は森林整備だと認識をしております。

森林は、河川を通じ、海とつながっておりまして、地元の漁業関係者による植樹が当たり前のように行われているなど、森と海は関係が非常に強いものと考えております。

一方、担い手不足などから伐採後の植林などが進まず、適切な森林整備が行われていないということなどで、川上の山林で保水力の低下が懸念されております。こうした山林の保水力の低下を防ぎ、ゼロカーボン北海道を実現するためにも、森林環境譲与税を活用した森林整備を進める

【第2分科会 11月10日 第3号】

ことが重要だと私は認識しておりますが、部としてのこの辺の考え方について伺いたいと思います。

○武田浩光副委員長 水産林務部長岡嶋秀典君。

○岡嶋水産林務部長 譲与税を活用した森林整備についてでございますが、本道の森林は、水源の涵養や地球温暖化防止など、道民の皆様の生活に欠かせない公益的機能を有しており、こうした機能を将来にわたり持続的に発揮するためには、市町村が、譲与税などを有効に活用し、地域の実情に応じた森林の整備を積極的に進めることが重要でございます。

このため、道では、市町村職員が効率的かつ円滑に森林整備などの業務を進めることができるよう、森林の施業方法など林業に関する研修会の開催や相談窓口の設置のほか、森林資源情報を把握できる森林GISや、伐採届等の情報を管理できる業務支援システムの提供など、森林を適切に管理、整備するための支援を行っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、道内市町村が譲与税を活用するに当たっての課題を把握し、事業立案等に対して助言するなど、きめ細かな支援を行うとともに、道分の譲与税を活用し、スマート林業機器の導入支援や北森カレッジによる人材の育成を図るなど、地域の二酸化炭素吸収源であります森林の整備が進むように取り組んでまいります。

以上でございます。

○池本柳次委員 質問はここまでののですが、ぜひ、この機会に認識をしてほしいなと思います。

私の地元は十勝です。漁業者が漁獲している魚種というのは、アキサケであり、シシヤモであり、昆布であり、ウニであり、毛ガニというようなものが主なものであります。そして、北海道は、海に囲まれております。

これは、十勝のある漁業組合の組合長から、直接、私に話があったことなのですが、近年、地球温暖化で海水温が上昇しており、古来、海に注がれている河川の水の量によって海の温度というのは全国的に魚が生育できるように保たれていたけれども、近年はそのバランスが崩れていると。いきなり海の話をして難しいことなのですが、身近なことです。

北海道は、森林の74%が国有林です。国有林が占めている割合がそれだけ高い。そこに水源地がたくさんある。しかし、漁業者は、森の奥までは行っておりませんので、状況が分からないから、漁をしながら、自分の目の前のことで全体を見ているという状況だと思うのですが、彼らの主張は、やっぱり、山奥に目を向けてほしい、河川の水量が、どんどんと少なくなっている。これは、肉眼で見ても、自分たちが子どもの時代と今を見比べてみれば、水量の違いというのはもう歴然としているということです。

そういうふうに考えたときに、やっぱり、この林業、山奥の植林というものにもうちちょっと目を向けて、河川の水量を昔のように戻せるならそうしてほしい、そういうところに投資して、そして、これから営々として川下の漁業も続けていけるような環境を、上流でそのことをしっかりやってもらわなければ、川下で生活している漁業者は何の手だてもない、何もなすすべがないと

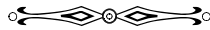
いう状況なので、ぜひ、そういうことを受け止めて行政サイドでしっかりとその対策を講じられるように、議員として強く言ってくれと、こういうふうに出会うたびに言われておりますので、ひとつ、そういうことも念頭に置きながら、先ほど来いろいろ議論のあったところをより一層発展させていただきますようにこの席からお願い申し上げて、発言を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○武田浩光副委員長 池本委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩



午後3時17分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑の続行であります。

広田まゆみ君。

○広田まゆみ委員 まず、障がい者雇用の推進などについて伺います。

総合評価の実績についてですが、道においては、障がい者就労支援企業認証制度がありますが、令和6年度水産林務部の発注工事のうち、この認証を受けている落札企業の割合はどのようになっているのか、伺います。また、それは増加傾向にあるのかどうか、伺います。

○浅野貴博委員長 総務課長高畠研人君。

○高畠総務課長 総合評価の実績についてでございますが、道では、総合評価落札方式において、障がい者の就労支援などに積極的に取り組み、認証を受けている企業に対し、加点評価をしているところでございます。

水産林務部における令和6年度の総合評価落札方式による工事は52件となっており、このうち、障がい者就労支援の加点評価をされた落札件数は17件で、全体の約33%を占め、令和4年度の25%、令和5年度の28%と比較して増加傾向となっております。

○広田まゆみ委員 続いて、林福連携の取組について伺いたいと思いますけれども、令和6年度の北海道における林福連携の取組実績を伺うとともに、成果と課題を伺います。

○浅野貴博委員長 林務局長加納剛君。

○加納林務局長 林福連携の取組などについてでございますが、道では、胆振総合振興局管内におきまして、市町村などが参画する担い手対策協議会が中心となって、林業・木材産業関係者を対象とした養護学校の見学会の開催といった取組を進めてきており、昨年度は、キノコ生産事業者へ1名が就職し、これまでも木材加工事業者への就職につながっておりますが、林業・木材産業は、他産業に比べ、危険を伴う重労働の作業が多く、移動や作業に付添いが必要な場合もあるといった課題がございます。

このため、障がいのある方の就労に当たっては、事業者のニーズを把握しながら、個別の能力に応じて就労可能な職種や分野を判断し、マッチングにつなげる必要があることから、昨年度に

【第2分科会 11月10日 第3号】

設置しました「森林づくりの担い手対策に関する検討会」におきまして、林福連携に関する具体的な手法を検討してまいります。

以上でございます。

○**広田まゆみ委員** 次に、森林整備地域活動支援交付金制度の事業効果などについて伺いたいと思います。

この森林整備地域活動支援交付金は、森林の有する多面的な機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、市町村長と締結した協定に基づき行われる、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施や、森林整備に対する意欲向上につなげる地域活動、林業事業体等による施業実施の前提となる境界の測量、また、間伐等実施のための関係者の同意の取付けなどに関わる地域活動を支援するための制度と認識しています。以下、それぞれの項目に関して、令和6年度の実績と事業効果について伺ってきたいと思います。

まず、森林経営計画促進についてということですが、対象活動は、森林経営計画作成に必要な森林情報の収集、施業予定森林で行う調査、路網の線形調査、施業方法の決定に関わる調査、森林経営計画の作成及び計画期間内の施業実施に係る不在地主などを含む合意の取付けに必要な活動とのことですが、令和6年度の実績と事業効果及びどのような課題があるのか、伺います。

また、森林経営計画が策定されなかった場合、計画期間内に間伐が実施されなかった場合、報告書に虚偽の記載があった場合は、交付金の返還が発生するということですが、そうした事例の有無についても併せて伺います。

○**浅野貴博委員長** 森林計画課長日比野佑亮君。

○**日比野森林計画課長** 森林経営計画の作成実績などについてであります。道では、計画的な森林の整備を推進するため、森林整備地域活動支援交付金を活用し、事業者が行う経営計画の作成や境界の明確化、所有者の探索などについて、市町村を通じて支援を実施しており、令和6年度は、道内3町において約46ヘクタールの経営計画が作成されておりますが、市町村や森林組合からは、マンパワーに限られる中、既存の計画への追加や新たな計画を作成するための事務作業に労力を要することなどが課題として挙げられております。

なお、道内においては、平成25年度に面積の算定誤り等による交付金の返還事例が3件ありましたが、森林経営計画が策定されなかったこと、計画期間内に間伐が実施されなかったこと、報告書に虚偽の記載があったことを理由とした返還事例はないところで。

○**広田まゆみ委員** 次に、森林境界の明確化について伺います。

森林境界というのは、特定の森林がどの所有者に属しているのかを示す境界線のことだそうですが、この森林境界の明確化についての取組実績と課題について伺います。

あわせて、こうしたことの中で、AIなどの活用はどのように進んでいるのか、伺います。

そして、現場の活動に十分なICT環境などは整っているのか、伺います。

○**日比野森林計画課長** 森林境界の明確化についてであります。令和6年度には、3町村にお

いて、地域活動支援交付金を活用し、合わせて約94ヘクタールの森林について森林境界の明確化に取り組んでおりますが、市町村からは、森林所有者の高齢化や不在村化などにより、現地立会等による森林所有者との確認作業を行うことが年々難しくなっていると伺っております。

こうした中、道内においては、森林境界の明確化にA Iを活用している事例は把握しておりませんが、一部の林業事業者等においては、I C Tを活用できる環境の下、レーザー計測等のリモートセンシング技術を活用した明確化に取り組んでいると承知しております。

**○広田まゆみ委員** 一部の自治体ではA I活用を検討されているところもあるやに聞いているのですけれども、この森林境界の明確化は、単体でA Iなどの投資をするのは大変なので、例えば、熊だとかエゾシカ対策と併せて、この森林境界の明確化などにもA Iを活用していくようなことを御検討いただければなと思っております。

次に、森林所有者の探索について伺います。

所有者が不明な森林について、戸籍、住民票、課税情報等の公的書類を活用して所有者を探索、確認する活動もこの交付金の対象になっていますが、道内における所有者が不明な森林というのはどの程度あるのか伺うとともに、令和6年度取組実績について伺います。今後、どのように取り組むのか、併せて伺います。

**○浅野貴博委員長** 森林計画担当局長立原泰直君。

**○立原森林計画担当局長** 所有者不明森林の探索についてであります。令和2年度に国が行った調査によると、登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない森林は約3割とされておりますが、道内における所有者不明の森林の割合は把握しておりません。

所有者の探索についてでございますが、令和6年度は本交付金制度の活用実績はございませんが、平成31年度に創設された森林経営管理制度に基づく探索も行っている市町村もあることから、道といたしましては、本交付金や森林経営管理制度の周知などを図り、所有者探索の取組を促進してまいります。

**○広田まゆみ委員** 必要な伐採だとか、そういう具体的な事業のときに不明な方がいると困るので、その都度、調査をしているということなのかもしれないのですけれども、森林経営計画への参画実績などについて伺いたいと思います。

第3回定例道議会予算特別委員会で、100年先の森を守る林地開発許可について、道においては、北海道森林づくり基本計画を策定し、地域の特性に応じた森林づくりを推進しており、新たに森林を取得する方々にも森林経営計画への参画を促していくという答弁をされました。

そういうことであるならば、令和6年度の森林経営計画への参画率はどの程度であったのか、伺います。

そして、全国の他県と比べてかなり高い水準にあるのではと推測をいたしますが、現在の森林経営計画への参画の達成状況をどのように評価しているのか、伺います。

**○日比野森林計画課長** 森林経営計画の認定状況などについてであります。道内の民有林においては、森林所有者の約7割が5ヘクタール未満の所有規模となっていることから、主に森林組

【第2分科会 11月10日 第3号】

合や林業事業体等が森林所有者から経営委託を受け、近隣の森林を一体的に管理する森林経営計画を作成し、効率的な森林の整備に取り組んでおります。

道内における令和6年度末の森林経営計画の認定率は74%と、5年度末の72.8%から1.2ポイント増加しております。

また、5年度末の全国の認定率27%と比較して非常に高い水準で推移しており、森林組合が所有者の理解を得て計画作成に積極的に取り組んできた成果と認識しております。

**○広田まゆみ委員** 全国では27%という中で、北海道は7割が森林経営計画に参画をされているということで、これはすごく大きな強みなのだなというふうに思いますけれども、森林組合さんの力が大変大きいということも分かりました。

次に、未参画者への対応についてですが、これは3割だと思うのですけれども、この未参画者への対応について伺っていきたいと思います。

参画に至らなかった森林所有者においては、例えば、意欲の低下や事務手続の負担、森林整備の担い手不足などの課題があるのではないかと推察しますが、どのような理由が障壁となっているのか、伺います。

そして、道として、それらの課題に対応するために、今後どのような対策を取られるのか、伺います。

**○日比野森林計画課長** 森林経営計画へ参画しない所有者への対応についてであります。所有者が経営計画に参画しない理由としては、長期にわたる木材価格の低迷により森林所有者の森林整備に対する意欲が減退していることや、森林所有者の世代交代などにより森林への関心が薄れているほか、森林所有者の特定が困難な場合、森林組合などが計画への参画に向けた働きかけができないことなどが要因と考えております。

このため、道では、森林所有者が森林経営計画へ参画し、計画を継続していただけるよう、森林整備の必要性などを分かりやすく記載したチラシを配布するなど、所有者の森林経営への関心や意欲の向上に取り組むとともに、事業コストの低減に向け、路網の整備や高性能林業機械の導入への支援を行うほか、市町村に対し、所有者の探索手順などを助言し、所有者特定を支援しており、引き続き、こうした各般の取組を進めてまいります。

**○広田まゆみ委員** 地道な取組をされているということだと思いますが、こうした取組を深化させていくということが、ある意味で、違法な林地開発だとかも防止していくことにつながるのではないかなというふうに思っております。

そこで、この未参画者の森林経営管理法に基づく情報共有などについて伺いたいと思います。

違法な林地開発許可の場合についても、個人情報保護の観点からいろいろ課題がある、そこは、きちんと御検討というか、改善いただきたいということは、第3回定例道議会でも御提案をさせていただいたわけでありまして。この森林経営計画に未参画の方の個人情報の公開は、同じような理由でできないと思いますが、例えば、市町村自治体や森林組合と森林台帳などによる情報共有は可能なのではないのでしょうか。全ての森林取得者にこの森林経営計画への参画を促してい

く、たしかそういうような姿勢を部長も示されたというふうに思っておりますけれども、これまでどのように取り組み、今後はどのようにこの取組を強化していく考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水産林務部長岡嶋秀典君。

○岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、本道の民有林における森林経営計画の認定率は7割と極めて高く、計画的な伐採や伐採後の着実な植林が行われており、今後も、新たな森林所有者の方々にも計画に参画してもらうことで、森林資源の循環利用を一層推進していくことが重要でございます。

こうした中、森林法においては、市町村は森林所有者等の情報が記載された林地台帳を作成し、森林経営計画の認定を受けている事業者等からの求めに応じてその情報を提供できるとされており、道では、森林組合等に対しまして、こうした制度も活用しながら森林所有者を把握し、計画を作成していない方々には、近隣の既存計画への参画を働きかけるように助言をしております。

また、市町村など関係者と連携をし、森林所有者の方々に対し、計画制度や支援制度の周知を行うとともに、森林組合等に対し、計画制度に関する研修会を開催し、計画的な施業について広く理解醸成を図るなど、森林経営計画の策定を通じた効率的な森林整備を促進し、100年先を見据えた森林づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○広田まゆみ委員 最後になりますけれども、私も改めていろいろ勉強させていただいたところですが、道は、全国にも類を見ない森林経営計画への参画率であり、ある意味では、森林に関する情報が集積をされている状況にあるというふうに思います。簡単に、AIを使えば何でもできるとは思いませんけれども、事務処理の負担だとか、そういった課題も指摘されている中で、道、市町村、森林組合が持っている情報がありますから、その中に入っていない人が対策の対象になるということなので、それこそICTの活用も含めて、公開の仕方も含めて、この情報をどういうふうに使っていくのかということについてぜひ御検討いただきたいということを指摘させていただきまして、質問を終わります。

○浅野貴博委員長 広田委員の質疑は終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 通告に従いまして、水産林務部所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、日本海サクラマス対策についてであります。

日本海海域においては、海洋環境の変化に伴う回遊資源の減少などにより、厳しい漁業経営を強いられている中、サクラマスは、春先の貴重な魚種となっており、経営の安定化を図る上で、多くの漁業者から資源増大に対する期待が寄せられているところであります。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、日本海サクラマス資源増大安定化対策事業費についてであります。

【第2分科会 11月10日 第3号】

道では、令和6年度より、日本海サクラマス資源増大安定化対策事業による取組を進めていると承知しておりますが、具体的な取組内容とその成果についてお伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 サケマス・内水面担当課長古明地恵一君。

○古明地サケマス・内水面担当課長 日本海サクラマス資源増大安定化対策事業についてであります。近年の海洋環境の変動に伴う海水温の上昇により、サクラマスなどサケ科魚類の種苗生産現場におきましては、大量へい死を引き起こす腎臓の壊死などによる魚病の発生リスクが高くなっており、今後、サクラマスの資源造成に大きな影響を及ぼすことが懸念されているところで

す。

このため、道では、令和6年度に、日本海さけ・ます増殖事業協会が行う塩素系消毒手法等による飼育施設や種卵の消毒など、種苗生産現場で実践可能な防疫手法の実証や調査に対する支援を行っており、魚病の発生を抑制する有効性が確認されたところです。

○阿知良寛美委員 防疫の手法としては、飼育施設や器具の定期的な清掃、消毒が基本ということで、その中で塩素系を使用することによって抑制効果は確認をされている、こういう答弁でございました。

次に、漁獲量の推移についてであります。

道のこれまでの取組により、サクラマスの漁獲量はどのように推移してきたのか、お伺いをいたします。

○古明地サケマス・内水面担当課長 サクラマスの漁獲量についてであります。日本海地域の漁獲量につきましては、10年前の平成26年は163トンでありましたが、この5年間は、令和2年が265トン、3年が392トン、4年が289トン、5年が364トン、6年の速報値では462トンと、300トンから400トン前後で推移をしております。

このうち、ふ化放流事業に取り組んでいる石狩、後志、檜山地域につきましては、平成26年は54トン、令和2年が147トン、3年が175トン、4年が166トン、5年が251トン、6年が323トンとなっており、増加傾向で推移しております。

○阿知良寛美委員 次に、今後の対応についてであります。

サクラマスのふ化放流事業を今後も安定的に継続していくためには、大量へい死を引き起こす可能性のある魚病の発生を予防するための防疫体制づくりは大変重要と考えます。

サクラマスの漁獲量の増大に向けた今後の対応について伺います。

○浅野貴博委員長 水産局長村木俊文君。

○村木水産局長 今後の対応についてでございますが、道では、これまで、稚魚の安定的な生産、放流を図るため、魚病の発生を抑制する対策に支援をしてきており、昨年の実証では、使用した薬品による消毒の有効性が確認されたものの、飼育施設が腐食するなどの課題もありますことから、引き続き、ほかの手法による効果的な防疫手法の実証に取り組む必要があると考えております。

このため、道といたしましては、引き続き、日本海増協が行う熱水消毒や次亜塩素酸水消毒な

ど複数の消毒手法を用いた実証調査に支援を行い、その有効性を確認するとともに、魚病検査体制の構築に向けた検討を進め、早期に防疫対策を確立するなど、種苗の安定生産による日本海地域のサクラマス資源の維持増大に努めてまいります。

○阿知良寛美委員 サクラマスの漁獲量は、関係者の皆様の御努力もあり、増加傾向にあるというところでございます。

しかしながら、海水温の上昇、また、災害による水質の変化など、都度、対応が求められているというふうに思います。安定生産を図るためには、中でも防疫体制の確立が第一でありますので、しっかり取り組んでいただけるよう強く要望をさせていただきます。

次に、道産建築材の利用拡大等についてであります。

道では、道産建築材の利用拡大を図るため、「HOKKAIDO WOOD」の取組を通じ、公共施設はもとより、民間施設の木造化促進を図ることで、道産建築材の安定した供給先の確保に努めてきていると承知をしております。

都市部における商業施設などの木造化、木質化は、道民や企業に対する道産建築材の認知度向上のみならず、周辺への波及効果も期待され、重要な取組と考えます。道産建築材の利用拡大に関し、以下、伺ってまいります。

まず、道産建築材活用促進事業についてであります。

道産建築材の需要拡大を図るためには、道産木材の魅力、寒冷地でゆっくり育っているというこの丈夫さ、それから、美しい木目や多様な樹種を利用することによる地域経済への貢献などが挙げられるというふうに思いますが、こういった魅力を伝え、多くの方に利用される建築物での木造化、木質化が重要と考えます。

道では、道産建築材活用促進事業により民間施設への整備支援に取り組んでおりますが、令和6年度の支援実績について伺います。

○浅野貴博委員長 林業木材課長本阿彌俊治君。

○本阿彌林業木材課長 道産建築材活用促進事業についてであります。道では、地域のモデルとなる民間施設の木造化、木質化を促進するため、令和5年度から、建築工事を請け負う事業者が道産建築材を活用した場合に、木工事費への助成を行っているところでございます。

令和6年度においては、八雲町のガソリンスタンドや苫小牧市の衣料・生活雑貨店、砂川市のレストラン、札幌市の住宅展示場といった商業施設が4件のほか、根室市や栗山町など地元の企業の事務所が4件、函館市や斜里町などの宿泊施設が4件など、14件の民間施設の建築に対し助成しており、令和6年度の事業費は総額で3900万円となっております。

○阿知良寛美委員 次に、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」についてであります。

道は、令和3年に、道産木材製品を使用した建築物を登録する「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度を創設し、建築物の木造化、木質化を推進してきたと承知しておりますが、登録状況の推移を伺うとともに、登録された建物の魅力をどのように発信してきたの

【第2分科会 11月10日 第3号】

か、伺います。

○本阿彌林業木材課長 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」の登録状況等についてであります。令和3年度は16施設、4年度は19施設、5年度は30施設、6年度は20施設、7年度はこれまでに28施設となっており、合わせて113の施設を登録しております。

また、道では、より多くの方々に道産木材を使用した施設の魅力や施工技術を伝えるため、登録した企業等に木製の登録証を手交し、施設内に掲示していただくほか、先進的な技術や優れたデザインの事例について、冊子やホームページ、SNS等を活用して情報発信を行うとともに、設計・施工技術者等を対象に、登録施設の見学会や施工方法の習得を目的とした研修会を開催するなど、登録した建物の魅力を広く発信してきたところでございます。

○阿知良寛美委員 より自由度が利く木材建築ですので、ぜひ、多く宣伝をしていただきたいなというふうに思います。

次に、「HOKKAIDO WOOD MEMBER」についてであります。

豊かで広大な北海道の森林から生まれた道産木材製品の魅力を伝えるために、「HOKKAIDO WOOD」のロゴマークと「木の質は、森の質。」というキャッチフレーズを令和元年度にスタートさせ、「HOKKAIDO WOOD」としてブランド化し、認知度の向上を図ってきたと承知しております。

「HOKKAIDO WOOD MEMBER」は、木材加工会社や住宅メーカー、家具店などが登録していると伺っておりますが、現在までの登録状況の推移を伺います。

○本阿彌林業木材課長 「HOKKAIDO WOOD MEMBER」の登録状況についてであります。道では、「HOKKAIDO WOOD」の取組に賛同する企業等を「HOKKAIDO WOOD MEMBER」として登録しており、昨年度までの登録者数は、令和元年度は39者、2年度は47者、3年度は61者、4年度は96者、5年度は69者、6年度は111者となっており、順調に増加し続けております。

また、今年度は、道産建築材を使用した住宅を「HOKKAIDO WOOD HOUSE」として認定する制度を開始したこともあり、設計事務所や工務店などの賛同企業が増加しており、10月末現在で111者が登録し、登録者の累計は534者となっております。

○阿知良寛美委員 次に、道産木材の安定供給についてであります。

道産建築材の利用の拡大を進めるためには、品質の豊かな道産建築材などをしっかり供給できるよう、中小の製材工場についても競争力を高めていくことが重要と考えます。釧路市では、新たな製材工場の建設が計画されるなど、道産建築材の供給力の強化が見込まれる一方、原木需要の増加に対応するため、原木の安定供給が求められております。

道は、こうした状況を踏まえ、製材工場の競争力強化や、原木の安定供給に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 林務局長加納剛君。

○加納林務局長 道産木材の安定供給などの取組についてであります。本道の林業・木材産業

において、燃料費や資材費の高騰に加え、担い手不足も課題となる中、釧路市への大規模な木材加工工場の進出も予定されていることから、道内既存工場を含め、品質、性能の確かな道産建築材を引き続き安定的に供給することができるよう、工場における省力化や、原料となる原木の供給力強化などの取組を進めることが重要でございます。

このため、道では、製材工場等の生産性の向上を図るため、国の事業等を活用し、木材加工機械や乾燥施設などの設備への支援に加え、今年度から、木材加工工場等の省力化や労働環境の改善を図るため、フォークリフトの導入や簡易型空調機器等の整備に支援しているところでございます。

また、原木の効率的な生産、流通を促進するため、ハーベスタなどの高性能林業機械の導入や、中間土場の整備への支援、さらには、スマート林業の普及と定着を進めており、引き続き、こうした事業を効果的に活用し、道産建築材の供給力強化と原木の安定供給に取り組んでまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、今後の取組についてであります。

道産建築材の利用拡大などの取組について伺ってまいりましたが、本道の豊かな森林を維持する上で欠かせない林業・木材産業を取り巻く経営環境は、燃料費や資材費の高騰など厳しさを増しており、安定した経営の下、今後とも持続的にその役割を果たしていただくためには、道産木材の需要開拓、とりわけ、道産建築材の利用を、業界等とも連携し、一層促進するとともに、需要に応じ、安定的に原木を供給できる体制を構築することが重要と考えます。

今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○浅野貴博委員長 水産林務部長岡嶋秀典君。

○岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、利用期を迎えている本道の人工林資源を有効に活用し、森林資源の循環利用を着実に進めることは、林業・木材産業の振興はもとより、地域活性化、地球温暖化の防止にも資する重要な取組と認識をしております。

このため、道といたしましては、主伐材の優良な仕向け先となる付加価値の高い道産建築材の需要拡大に向け、引き続き、交番や庁舎などの道有施設において木造化、木質化を一層進めるとともに、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、道民や企業の方々に対し、道産建築材を活用した木造建築物の魅力に加え、木造建築物が二酸化炭素を長期間固定することを広く発信するほか、高性能林業機械の導入や木材加工施設の整備への支援等を通じて、原木の安定供給と道産建築材の供給力強化を図ることに加え、北森カレッジなどによる担い手の育成確保にも努めることにより、本道の基幹産業である林業・木材産業が持続的に発展できるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 終わります。

ありがとうございました。

【第2分科会 11月10日 第3号】

○浅野貴博委員長 阿知良委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野貴博委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月11日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時53分散会